# 営業時間短縮に係る

# 感染拡大防止協力金のご案内

STOP! COVID-19

飲食店等を対象

## ―中小事業者向け―

令和3年6月21日～7月11日実施分　申請受付要項

| | |
|---|---|
| 申請受付期間 | 令和3年8月18日(水)～9月17日(金) |
| 専用ポータルサイト | https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/jul1/index.html<br>オンライン申請の場合は、このポータルサイトから申請してください。 |

東京都

# 目次


協力金の対象 ―― P2
協力金の概要～申請受付期間及び受付方法 ―― P3～4
協力金の申請簡素化 ―― P6
申請に必要な書類の事例 ―― P7
申請時に準備する書類 ―― P8～12
申請要件～申請から支給まで ―― P13～14
その他 ―― P15
よくあるお問合せ ―― P16～20
支給額の算出方法等 ―― P21～24
申請書記入例 ―― P25～39


## 申請書類（切り取ってご使用ください）

| 項目 | Ⅰ 重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町 | Ⅱ 区域外：檜原村、奥多摩町、島しょ地域 |
|---|---|---|
| **申請者情報シート**<br>事業者につき1枚必要 | 簡易申請 別紙1−1 P42<br>通常申請 別紙2−1 P43 | |
| **店舗情報シート**<br>申請店舗につき1枚ずつ必要 | 簡易申請<br>別紙1−1−1 P44<br>通常申請<br>別紙2−1−1 P46 | 簡易申請<br>別紙1−1−2 P45<br>通常申請<br>別紙2−1−2 P47 |
| **申請単価計算シート**<br>計算方式に応じ、店舗ごとに必要 | 売上高方式<br>別紙3−1−1 P48<br>売上高減少額方式<br>別紙3−1−2 P49<br>特例申請用（売上高方式）<br>別紙3−1−3 P50<br>特例申請用（売上高減少額方式）<br>別紙3−1−4 P51 | 売上高方式<br>別紙3−2−1 P52<br>売上高減少額方式<br>別紙3−2−2 P53<br>特例申請用（売上高方式）<br>別紙3−2−3 P54<br>特例申請用（売上高減少額方式）<br>別紙3−2−4 P55 |
| **申請金額合算シート**<br>※売上高10万円以下、1店舗のみの場合は不要 | 別紙4 P56 | |
| **遵守事項に関する確認書** | 別紙5 P40 | |
| **支払金口座振替依頼書** | 別紙6 P41 | |
| **飲食店等営業許可書に係る確認書** | 別紙7 別紙8 P57～58 | |

# 協力金の対象（店舗ごとに判定）

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかどうかをご確認ください。

申請者は大企業※1またはみなし大企業※2には該当しない
- NO → 大企業向け申請受付要項をご確認ください
- YES ↓

飲食店又は喫茶店等の営業許可書を有する、東京都内の飲食店等※3である
- NO → 「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」をご確認ください
- YES ↓

「感染防止徹底宣言ステッカー」※4を申請し、掲示している店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

「コロナ対策リーダー」※4を選任し、登録している店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

**Ⅰ 重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町**　**Ⅱ 区域外：檜原村、奥多摩町、島しょ地域**

従前は、**20時～翌朝5時**（**Ⅱ区域外：21時～翌朝5時**）までの間に営業していた飲食店等ですか？

- YES（ex. Ⅰ 20:30までの営業　Ⅱ 21:30までの営業）↓
- NO（ex.19:30までの営業）→ 協力金支給対象外

6月21日から7月11日の間、朝5時から夜20時（Ⅱは、朝5時から夜21時）までの間に営業時間を短縮し、酒類を提供する場合は同一グループの入店を2人以内及び利用者の滞在時間を90分以内としたうえで、朝11時から夜19時（Ⅱは、朝11時から夜20時）までとしました。
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

カラオケ設備を提供している店舗ですか？
- NO → 協力金の対象［6/21-7/11（21日）］
- YES ↓

6月21日から7月11日の間、カラオケ設備の利用を自粛しました。
- YES → 協力金の対象［6/21-7/11（21日）］
- NO → 協力金支給対象外

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社

※2 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。
- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること

※3 飲食店等とは「飲食店」、「遊興施設等（バー・カラオケボックス等）」及び「結婚式場」で飲食店営業許可又は喫茶店等の営業許可を受けている店舗です。

※4 感染防止徹底宣言ステッカーやコロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページをご確認ください。
「感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー」
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

# 協力金の概要

**趣旨**

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。
この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた中小企業、個人事業主等の皆様に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年６月21日～7月11日実施分）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

**支給額**

支給額は、対象店舗数、店舗の売上高に応じて異なります。

**令和3年6月21日～7月11日実施分 ▶ 一店舗当たり52.5万円～420万円**

令和３年６月21日から7月11日までの全期間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた場合に支給

※店舗の所在地が都内ではない場合は、協力金の対象とはなりません。
※要請の開始日以降に開店した店舗、また要請期間中に閉店した店舗は、本協力金の対象とはなりません。

# 申請手続き等

## 1 本協力金に関する問合せ先

**感染拡大防止協力金等コールセンター**
（電　　話）**0570-0567-92**
（受付時間）９：00～19：00（土・日・祝日も開設しています。）

## 2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の都関係機関等において、入手できます。
・都税事務所・支所　**https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf**
・都内区市町村

# 申請受付期間及び受付方法

（1）申請受付期間

**令和３年８月18日（水曜日）から令和３年９月17日（金曜日）まで**

（2）申請受付方法

**郵送**

下記宛先に郵送することで提出できます。

なお、令和３年８月18日から「申請受付要項」冊子と一緒に配布している専用封筒をお使いいただき、郵便局窓口において「特定記録郵便」として出していただくことも可能です。

令和３年９月17日（金）消印有効です。

**【宛先】　〒130-8790**
**日本郵便株式会社 本所郵便局 私書箱16号**
**営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金**
**（令和３年６月21日～7月11日実施分）申請受付**

※これまでの協力金の郵送先と異なりますので、ご注意ください。

※都税事務所・支所への持参による申請の受付は行っておりません。

**オンライン**

令和３年８月18日（水）１４時より、本協力金の専用ポータルサイトからWebを通じて提出できます。

（ＵＲＬ）**https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/jul1/index.html**

※9月17日（金）23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「**完了通知メール**」が届きます。

■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません。**また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

■営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～令和3年5月11日実施分、令和3年5月12日～令和３年５月31日実施分、令和３年６月1日～令和３年６月２０日実施分）に係る申請書類と宛先が異なるため、**同封しないでください。**同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。

# オンライン申請がお勧めです。

協力金の申請には、様々なメリットがあるオンライン申請がお勧めです。

## オンライン申請のメリット

簡単　早い　便利

### ●申請準備に手間がかからない

様々な申請書類をWEBサイトからダウンロード・提出ができるので、書類入手・送付の手間がかかりません。また、申請サイトに必要項目を入力するだけで、申請金額が自動で計算されるため、ご自身で計算する必要はありません。振込先の金融機関コード、支店コード、申請者が法人の場合は法人番号も事前に調べる必要がなく申請サイトから検索・入力が簡単に行えます。スマートフォンでも申請が可能で、場所・時間を選ばず申請ができます。

### ●申請から支給までの期間が短い

提出書類のやりとりがWEB上で完結できるため、**郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。**郵送申請では、申請内容の記載の不足・誤り・判読不能などの理由により、その修正のやり取りに時間がかかるケースが目立っています。オンライン申請では、誤りがある場合は申請情報入力時にエラーが表示されるため、申請ミスを防ぐことができ、審査がスムーズに行われます。

### ●いつでも審査状況を確認できる

マイページにログインすると、申請した内容や、審査状況をいつでも確認できます。

### ●審査完了時にメールが届く

**審査が完了すると登録したメールアドレスにメールが届きます。**

メール到着後、概ね1週間以内で入金となります。

# 協力金の申請簡素化（事業者ごとに判定）

協力金を申請する事業者が、協力金の申請を簡素化できるかどうかをご確認ください。

**注 意** 協力金の支給を受けるには、2ページで協力金の対象店舗となることが前提です。

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある

YES

NO

**令和３年１月８日～２月７日実施分**※の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

**または**

**令和３年２月８日～３月７日実施分**の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

**または**

**令和３年３月８日～３月３１日実施分**の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

**または**

**令和３年４月１日～４月１１日実施分**の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

YES

NO

前回協力金を申請した時の
**申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない**
（複数店舗の場合、申請する店舗がすべて同じ）

YES

NO

## 簡易申請 が可能です。

（申請者情報等の申請書類を簡素化できます。）

令和３年１月８日～２月７日実施分、令和３年２月８日～３月７日実施分、令和３年３月８日～３月３１日実施分又は、令和３年４月１日～４月１１日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用

## 通常申請 を行ってください。

左記以外の方用

※令和３年１月１２日～２月７日実施分、令和３年１月２２日～２月７日実施分を含みます。以下同じです。
※令和３年４月１２日～５月１１日実施分、令和３年５月１２日～令和３年５月３１日実施分、令和３年６月１日～令和３年６月２０日実施分の支給決定通知では簡易申請ができません。通常申請を行ってください。

# 申請に必要な書類の事例

申請者の状況（申請する内容・パターン）に応じて、用意すべき「申請に必要な書類」の数が異なります。以下でいくつかの事例を紹介いたします。
※酒類の提供がある場合は、下記に加え東京都対策項目チェックリストも必要です。

**パターン❶**

| 申請者の状況（申請する内容） | 用意すべき「申請に必要な書類」 |
|---|---|
| ✔ オンライン申請<br>✔ 簡易申請<br>✔ **全店舗の一日の売上高が Ⅰ重点措置区域 7.5万円以下、Ⅱ区域外 約8.3万円以下**<br>✔ 営業許可書の更新なし（有効期限内）<br>✔ 感染防止徹底点検済証を取得 | 1. 遵守事項に関する確認書<br>2. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類<br>3. 感染防止徹底点検済証<br>**※売上高の証拠書類等は提出不要** |

**パターン❷**

| 申請者の状況（申請する内容） | 用意すべき「申請に必要な書類」 |
|---|---|
| ✔ オンライン申請<br>✔ 簡易申請<br>✔ 一日の売上高 7.5 万円超（Ⅱ区域外の場合は約 8.3 万円超）の店舗がある<br>✔ 営業許可書の更新なし（有効期限内）<br>✔ 感染防止徹底点検済証を取得 | 1. 遵守事項に関する確認書<br>2. 確定申告書類<br>3. 売上高の証拠書類<br>4. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類<br>5. 感染防止徹底点検済証 |

**パターン❸**

| 申請者の状況（申請する内容） | 用意すべき「申請に必要な書類」 |
|---|---|
| ✔ オンライン申請<br>✔ 通常申請<br>✔ **全店舗の一日の売上高が Ⅰ重点措置区域 7.5万円以下、Ⅱ区域外 約8.3万円以下**<br>✔ 感染防止徹底点検済証を取得 | 1. 遵守事項に関する確認書<br>2. 本人確認書類<br>3. 振込先口座・口座名義人確認書類<br>4. 飲食店・喫茶店等の営業許可書<br>5. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類<br>6. 感染防止徹底点検済証<br>**※売上高の証拠書類等は提出不要** |

**パターン❹**

| 申請者の状況（申請する内容） | 用意すべき「申請に必要な書類」 |
|---|---|
| ✔ 郵送申請<br>✔ 通常申請<br>✔ 一日の売上高 7.5 万円超（Ⅱ区域外の場合は約 8.3 万円超）の店舗がある<br>✔ 感染防止徹底点検済証が未取得<br>✔ 罹災特例が適用される店舗がある | 1. 申請書　2. 確定申告書類<br>3. 遵守事項に関する確認書<br>4. 本人確認書類<br>5. 口座振替依頼書<br>6. 振込先口座・口座名義人確認書類<br>7. 売上高の証拠書類<br>8. 飲食店・喫茶店等の営業許可書<br>9. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類<br>10. 光熱水費等のお知らせ・領収書<br>11. 店舗の内観・外観がわかる写真<br>12. 感染防止徹底宣言ステッカー掲示写真<br>13. コロナ対策リーダー宣誓書<br>14. 罹災証明書等 |

少ない ↑ 用意する書類の数 ↓ 多い

# 申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。
なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、事前に申請する店舗を十分ご確認ください。

**注 意**
令和３年1月８日～２月７日実施分、令和３年２月８日～３月７日実施分、令和３年３月８日～３月３１日実施分又は、令和３年４月１日～４月１１日実施分の支給決定通知をお持ちの方であっても、前回申請時と申請店舗（屋号、所在地の変更を含む）が異なる場合、申請者名、振込先口座が変更になった場合は通常申請を行ってください。

| | 申請に必要な書類 | 簡易申請<br>令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分又は、令和3年4月1日～4月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用 | 通常申請<br>左記以外の方用 |
|---|---|---|---|
| 申請者情報 | ①感染拡大防止協力金申請書 | △（郵送のみ） | △（郵送のみ） |
| | ②確定申告書類（控え） | △ ※1 | △ ※1 |
| | ③遵守事項に関する確認書 | ○ | ○ |
| | ④本人確認書類（写し） | 省略可 | ○ |
| | ⑤支払金口座振替依頼書 | 省略可 | △（郵送のみ） |
| | ⑥振込先口座・口座名義人確認書類 | 省略可 | ○ |
| 店舗ごとに必要 | ⑦売上高の証拠書類 | △ ※1 | △ ※1 |
| | ⑧飲食店又は喫茶店等の営業許可書（写し） | 営業許可期間の更新がない場合省略可 | ○ |
| | ⑨営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類 | ○ | ○ |
| | ⑩感染防止徹底点検済証（写し） | △<br>お持ちの場合 | △<br>お持ちの場合 |
| | ⑪光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）<br>※店舗所在地が記載されているもの | 省略可 | △<br>⑩を提出した場合省略可 |
| | ⑫店舗の内観及び外観がわかる写真 | 省略可 | |
| | ⑬「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真（ステッカー記載の店名が判読できるもの） | 省略可 | |
| | ⑭コロナ対策リーダーの宣誓書（写し） | △ ※2<br>一部の方のみ省略可 | |
| | ⑮東京都対策項目チェックリスト（写し） | △<br>酒類を提供する場合 | △<br>酒類を提供する場合 |
| | ⑯罹災証明書等 | △<br>必要な方のみ | △<br>必要な方のみ |

※1 **店舗の1日の売上高が7.5万円以下（重点措置区域外の場合は約8.3万円以下）の方は省略できます。**
※2 コロナ対策リーダー宣誓書の提出は、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方のみ省略できます。

# 申請書類について

| 簡易申請 | 通常申請 | |
|---|---|---|
| △ | △ | ① 感染拡大防止協力金申請書（令和3年6月21日～7月11日実施分） |
| △ | △ | ② 確定申告書類（控え） |
| ○ | ○ | ③ 遵守事項に関する確認書 別紙5 |
| 省略可 | ○ | ④ 本人確認書類（写し） |
| 省略可 | △ | ⑤ 支払金口座振替依頼書 別紙6 |

## ① 感染拡大防止協力金申請書（令和3年6月21日～7月11日実施分）

（※）オンライン申請の場合は不要です。オンライン申請のページで必要項目を入力してください。

令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分又は、令和3年4月1日～4月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回の申請時と申請する店舗等が同一である方

**簡易申請用を提出してください。**

別紙1-1
＋
Ⅰ地域の場合は 別紙1-1-1
Ⅱ地域の場合は 別紙1-1-2
＋
申請内容に合わせた
別紙3-1-1 別紙3-1-2 別紙3-1-3 別紙3-1-4
別紙3-2-1 別紙3-2-2 別紙3-2-3 別紙3-2-4

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を初めて申請する方、または左記以外の方

**通常申請用を提出してください。**

別紙2-1
＋
Ⅰ地域の場合は 別紙2-1-1
Ⅱ地域の場合は 別紙2-1-2
＋
申請内容に合わせた
別紙3-1-1 別紙3-1-2 別紙3-1-3 別紙3-1-4
別紙3-2-1 別紙3-2-2 別紙3-2-3 別紙3-2-4

## ② 確定申告書類（控え）

**【個人事業主】2019年又は2020年の確定申告書B（第一表・第二表）及び所得税青色申告決算書（両面）又は白色申告収支内訳書の写し**

**【　法　人　】2019年又は2020年の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し**

**（※）売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。**

（※）収受印かe-TAX受付日時・受付番号が記載されているものです。押印・記載のない場合は、送信票、受信通知、納税証明書（その2所得金額用、事業所得金額の記載があるもの：税務署で発行）のいずれかを添付してください。

（※）消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。

（※）罹災特例適用の場合で2018年の確定申告書類が必要な場合は提出してください。

**なお、以下の場合は、省略可とします。**
**・申請する全ての店舗において、一日当たりの売上高が7.5万円以下（重点措置区域外の場合は8万3,333円以下）の店舗**

## ③ 遵守事項に関する確認書 別紙5

（※）オンライン申請の場合は、確認書全体をスキャナ又は写真で取り込み、アップロードしてください。
（※）確認書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**でお願いします（ゴム印、電子署名の使用不可）。

## ④ 本人確認書類（写し）

（※）氏名、住所、生年月日が確認できる書類です。なお、**現住所等が裏面記載の場合は裏面もご提出ください。**
（※）マイナンバーが記載されている書類は不可（マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可）

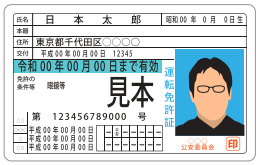


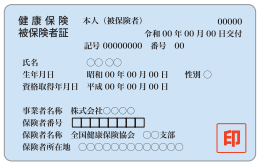


**■（法人）法人代表者の運転免許証、保険証等　■（個人）運転免許証、保険証等**

（※）保険証の場合は、被保険者等記号・番号の欄が見えないように消してください。

## ⑤ 支払金口座振替依頼書 別紙6

（※）オンライン申請の場合は不要です。オンライン申請のページで必要項目を入力してください。

| 簡易申請 | 通常申請 | |
|---|---|---|
| 省略可 | ○ | ⑥ 振込先口座・口座名義人確認書類 |
| △ | △ | ⑦ 店舗ごとに必要 売上高の証拠書類 |
| 更新がない場合省略可 | ○ | ⑧ 店舗ごとに必要 飲食店又は喫茶店等の営業許可書（写し） |
| ○ | ○ | ⑨ 店舗ごとに必要 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類（令和3年6月21日～7月11日実施分） |

## ⑥ 振込先口座・口座名義人確認書類

■通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの場合は、下記（※）の情報が全てわかるページの写しなど

（※）カナ口座名義人、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号がわかるページです。

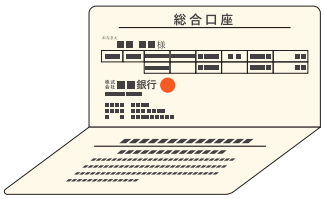


## ⑦ 店舗ごとに必要 売上高の証拠書類

【売上高方式で1日当たりの売上高を計算する場合】

**店舗ごとの2019年又は2020年の6月、7月の売上高がわかる書類（売上台帳等）**

【売上高減少額方式で1日当たりの売上高を計算する場合】

**上記に加え、店舗ごとの2021年の6月、7月の売上高がわかる書類（売上台帳等）**

（※）売上高の証拠書類は**店舗名がわかるもの**を提出してください。申請店舗全ての売上台帳等の提出が必要です。

（※）**消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。**

（※）新規開店等の特例による申請を行う場合には該当する月又は日の売上高がわかる書類（売上台帳等）を提出してください。

（※）テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

**なお、以下のいずれかの場合は、省略可とします。**
- **一日当たりの売上高が7.5万円以下（重点措置区域外の場合は8万3,333円以下）の店舗**
- **店舗が1か所であり、飲食業以外の事業を行っていない事業者について、確定申告書類で店舗の飲食業の月次売上高が把握できる場合**

## ⑧ 店舗ごとに必要 飲食店又は喫茶店等の営業許可書（写し）

■（例）飲食店営業許可書

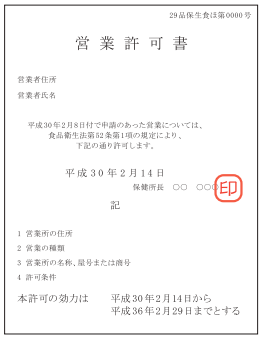
29品保生食活第0000号

営業許可書

営業者住所
営業者氏名

平成30年2月8日付で申請のあった営業については、食品衛生法第52条第1項の規定により、下記の通り許可します。

平成30年2月14日
保健所長　○○　○○　印

記

1 営業所の住所
2 営業の種類
3 営業所の名称、屋号または商号
4 許可条件

本許可の効力は　平成30年2月14日から平成36年2月29日までとする

（※）**1店舗ごとに営業許可書（写し）が必要です。**

（※）保健所発行の営業許可書を添付してください。

（※）公安委員会が発行した「営業許可証―社交飲食店等」では申請できません。

（※）直近の申請時以降、営業許可の更新手続きを行った場合は、最新の営業許可書を添付してください。

（※）営業許可書の営業者氏名が申請者と一致しない場合は、両者の関係を示す書類及び「飲食店等営業許可書に係る確認書」別紙7 又は 別紙8 が必要です。

## ⑨ 店舗ごとに必要 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類（令和3年6月21日～7月11日実施分）

■（例）営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等

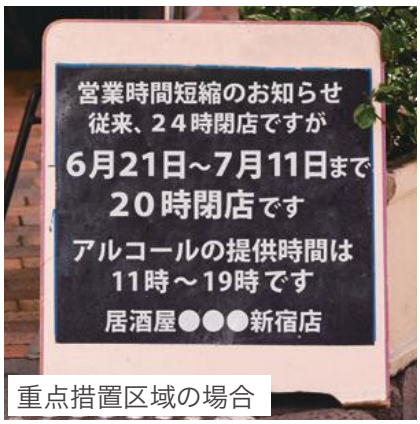

重点措置区域の場合

（※）申請する**店舗の名称**や**営業時間を短縮する期間**（令和3年6月21日～7月11日）、**営業時間短縮等の状況**が明記された書類をご提出ください。

（※）酒類を提供する店舗は、**酒類の提供時間**についても記された書類を提出してください。

（※）左記の参考イメージですが、区域外の場合は、6月21日～7月11日まで21時閉店です。アルコールの提供時間は11時～20時となります。

■（悪い例）

（※）短縮後の営業時間かどうかわからない。

（※）申請店舗かどうかわからない。

（※）酒類の提供時間短縮がわからない。

| 簡易申請 | 通常申請 | |
|---|---|---|
| △お持ちの場合 | △お持ちの場合 | ⑩ 店舗ごとに必要 |

## ⑩ 感染防止徹底点検済証（写し）

「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行される点検済証の写し（コロナ対策リーダーをオンラインで登録された方はMy pageよりダウンロードできます）

---

省略可 △

⑪ 店舗ごとに必要

## ⑪ 光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）

（※）**店舗所在地が記載されているもの**

（※）営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、令和3年3月1日以降の期間が含まれるものを用意してください。

（※）申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**

（例）・店舗の賃貸借契約書＋家賃請求書（5月分）
・店舗固定電話の請求書（5月が使用期間のもの）※店舗宛てに請求書が届く場合
・おしぼりの納品書＋請求書（4月・5月分）
・パレットのリースに係る納品書＋請求書（4月・5月分） など

---

省略可 △

⑫ 店舗ごとに必要

## ⑫ 店舗の内観及び外観がわかる写真

（※）内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】・常態として**飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。
・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

【外観】・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。看板や口ゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■（悪い例）

【内観】

（※）店内かどうかわからない。

（※）飲食スペースが写っていない。

【外観】

（※）申請店舗かどうかわからない。

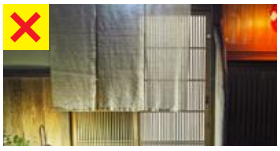

（※）看板が無く、申請店舗かどうかわからない。

| 簡易申請 | 通常申請 | |
|---|---|---|
| 省略可 | △ | ⑬ 店舗ごとに必要 **「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真** |
| △※一部の方のみ省略可 | △ | ⑭ 店舗ごとに必要 **コロナ対策リーダーの宣誓書（写し）** |
| △酒類を提供する場合 | △酒類を提供する場合 | ⑮ 店舗ごとに必要 **東京都対策項目チェックリスト（写し）** |
| △必要な方のみ | △必要な方のみ | ⑯ 店舗ごとに必要 **罹災証明書等（必要な方のみ）** |

（※）「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。

（※）感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。
（※）ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。
（※）店舗の名称が空白もしくは**手書きのものは認められません。**

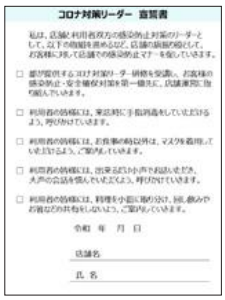


（※）コロナ対策リーダー登録後にダウンロード可能になる宣誓書の写し

（※）下記の場合は省略可

・令和３年３月８日～３月31日実施分、令和３年４月１日～４月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方が簡易申請する場合

・⑬で提出いただく「感染防止徹底宣言ステッカー」の写真において、コロナ対策リーダー研修修了を証明する王冠シールが貼付されている場合

令和３年６月21日～７月11日の要請にあたって、酒類の持ち込み・提供を行う飲食店に実施を要請しているチェックリスト（写し）
詳細は下記をご確認ください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1014028/index.html

（※）罹災特例による申請を行う場合には罹災証明書等を提出してください。
（例）消防署で発行される罹災証明書、災害があったことがわかるもの（災害保険の支払請求書等）

**（※）複数店舗を申請される場合は、⑦～⑯についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。**
**（※）申請書の記入にあたっては、25～39ページの記入例をご確認ください。**
**（※）各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。**
**（※）都が発行する「感染防止徹底点検済証」の写しを提出する場合は、⑪～⑭の書類の提出を省略できます。**
**（※）申請にあたって提出を省略できる書類でも、審査時に確認のため提出をお願いすることがあります。**

# 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

**1 都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び大企業が実質的に経営に参画（以下「みなし大企業」という※1）していない次のいずれかの法人等であること。**

（1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業及び個人事業主

（2）特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

（3）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

（4）中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

**2 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日（令和３年６月21日）より前から、食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店等の営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。**

**3 営業時間短縮の要請に、令和３年６月21日から7月11日まで全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等であること。**

※店舗の所在地や従前の閉店時間により、要請の内容が異なるため、詳細についてはＰ２をご確認ください。

**4 ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。**

**5 酒類の提供を行う場合及び持込を認める場合は「東京都対策項目チェックリスト」に記載の感染防止対策を実施し、チェックリストを店頭の見やすい場所に掲示していること。**

**6 利用者に対し、酒類の提供を停止し店舗内への持込も認めていないこと（ただし、①同一グループの入店を２人以内、②酒類提供の時間は11時から19時までの間（重点措置区域外は11時から２０時までの間）、③利用者の滞在時間を９０分以内とした場合、酒類提供・持込が可となります。**

**7 カラオケ設備を提供している飲食店は、カラオケ設備の利用を自粛していること。**

**8 申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していること。**

**9 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。**

(※１)「みなし大企業」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していること。
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していること。
- 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1)大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2)大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

※大企業及び「みなし大企業」については、大企業向け申請受付要項をご覧ください。

**10 過去に、虚偽の申請を行っていないこと。**

## 申請から支給まで

### 1 申請書類の提出

令和３年９月17日までに申請書類をご提出ください。申請期限以降の受付はいたしませんので、余裕をもってご提出ください。また、申請書類の返却はいたしませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取ってください。

### 2 申請書類の審査

申請書類の受理後、支給要件を満たしているか審査を行います。なお、審査の上で、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名（屋号等）及び所在する区市町村名をご紹介します。

### 3 協力金の支給

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは協力金を支給の決定を行い、後日支給に関して通知いたします。なお、申請書受理から支給まで、オンライン申請は最短２週間、郵送申請は３週間となっております（※郵送申請は申請書のデータ化などに時間を要することから、オンライン申請より時間がかかります）。一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関して通知いたします。

## その他

(1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。

(2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

(3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

(4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。

### 感染拡大防止協力金の不正受給は犯罪です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**（詐欺罪の場合、10年以下の懲役）です。絶対に行わないでください。

- ✕ **営業時間短縮や休業の要請に応じていない（例：酒類の提供や午後8時以降の営業を実施）にもかかわらず、協力金を申請する。**
- ✕ **営業実態がない店舗であるにもかかわらず、協力金を申請する。**
- ✕ **営業許可書など、申請に必要な書類を偽造して提出する。**
- ✕ **月別の売上高を過大又は過小に偽って申告する。**

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、**協力金全額の返還**に応じていただきます。また、協力金と**同額の違約金の支払い**を求めます。

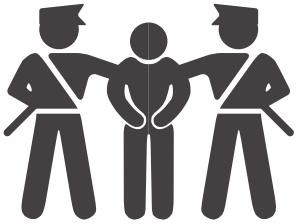

# よくあるお問合せ

## 対象者

### ○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和３年６月２１日から7月11日までの間に営業時間短縮・休業の要請に協力をいただいた都内の飲食店等が対象になります。
なお、**以下の店舗は協力金の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
（飲食店営業許可書・喫茶店等営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。）
② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
（飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

［参考：東京都緊急事態措置等に関する情報］
**https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html**

### ○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店を対象とした協力金については、飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間の短縮要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。

### ○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

令和３年６月２１日から7月11日までの間に営業時間の短縮や休業に全体的にご協力いただくことが必要です。
また、店舗に係る要件として、営業時間短縮の要請の開始日（令和３年６月２１日）より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っていることが必要です。

### ○「中小事業者向け」の協力金の対象となる「中小企業・個人事業主等」とはどのような規模の事業者を指すのでしょうか？

都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び「みなし大企業」に該当しない、次のいずれかの法人等を指します。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
[参考：中小企業庁HP] **https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html**
（飲食店は「小売業」の区分が適用となります。）

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

(4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

### ○ 要請に応じた休業や時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に応じた休業中や時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

### ○ 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し営業時間を短縮して閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

### ○ 営業時間の短縮や休業要請等の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を経営していますが、支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等を行っている場合は、支給の対象となります。支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

### ○ スポーツクラブなど、営業時間短縮や休業要請等の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを飲食店等への営業時間短縮の要請に応じて協力をすれば、協力金の対象となりますか？

**【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】**
飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体（＝この場合ではスポーツクラブ全体）での時短要請への協力が必要になります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

**【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している（＝別事業者）場合】**
喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

### ○ 休業要請を受けた大規模施設のテナントの飲食店です。「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」も対象となるようですが、両方申請できますか？

営業時間短縮等要請を受けた飲食店事業者等が、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」のテナント事業者にも該当する場合は、どちらかを選択の上、申請してください（協力金の支給額が異なりますので、ご注意ください）。

### ○「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

### ○「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が要請期間最終日より後になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

### ○ コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？

コロナ対策リーダーは、店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をしないと協力金は支給されません。

※感染防止徹底宣言ステッカー / コロナ対策リーダーについては、下記もご参照ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

### ○「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか？

都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトを実施しております。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html

### ○「東京都対策項目チェックリスト」とは何ですか。どこで手に入れられますか？

令和３年６月18日発表の要請において、酒類の持ち込み・提供を認める条件として、（1）「東京都対策項目チェックリスト」に記載の感染防止対策を実施し、（2）店舗用ポスターを店頭の見やすい場所に掲示していることとしています。
詳細については、下記をご確認ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1014028/index.html

感染防止徹底宣言ステッカー / コロナ対策リーダー / 感染防止徹底点検済証 /
東京都対策項目チェックリストに関する問い合わせ先
**《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》**
電話番号：03-5388-0567　　開設時間：９時から19時まで（土日祝日含む毎日）

## 申請書の書き方

### ○ 申請書の住所の記載で注意することはありますか？

申請書（またはＷＥＢの申請画面）等で記載いただく住所については、以下４点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。

**「申請者住所」＝「遵守事項に関する確認書の住所」＝「本人確認書類の住所」＝「営業許可書の営業者住所」**

※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。

## 営業許可書について

### ○ 営業許可書について注意することはありますか？

営業許可書については、特に不備が多く見られます。下記事例を参考に、適切な営業許可書の添付をお願いいたします。

＜不備事例＞

**①営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない**

・営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
・移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

**②営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない**

・営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
・店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

**③営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない**

・原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
・一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書 別紙７ 又は 別紙８」（本冊子のP57 ～P58、またはポータルサイトからダウンロード）と合わせて必要な書類をご提出ください。

**④営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている**

・以下の場合には、新旧両方の営業許可書の提出が必要です。
　1）営業許可期間の始期が６月２１日以降となる場合→ **更新前の許可書も必要**
　2）営業許可期間の終期が７月11日より前で満了する場合→ **更新後の許可書も必要**

**⑤飲食店営業許可書又は喫茶店等営業許可書ではない書類が添付されている**

・本協力金の申請には、食品衛生法で定める飲食店営業許可書又は喫茶店等営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
・公安委員会が発行した「営業許可証ー社交飲食店等」では申請できません。

## 申請手続き

### ○ 提出書類は簡素化できますか？

令和３年1月８日～２月７日実施分、令和３年２月８日～３月７日実施分、令和３年３月８日～３月31日実施分又は、令和３年４月1日～４月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請者名、振込先口座、及び、申請する店舗が同一である場合、すでにご提出いただいた一部の書類の提出が省略できる簡易申請をご利用いただけます。なお、令和３年４月１２日～５月１１日実施分、令和３年５月12日～５月31日実施分及び令和３年６月１日～ ６月20日実施分の支給決定通知では、簡易申請することはできません。また、**1日の売上高が7.5万円以下で、一律1日3万円（重点措置区域外の場合は1日の売上高が約8.3万円以下で、一律1日2.5万円）の支給額で申請される方は、確定申告書・売上高を証明する書類の提出の必要はありません。**その他、「感染防止徹底点検済証」をご提出いただければ、店舗の営業実態を証明する書類やコロナ対策リーダーの宣誓書など、書類の提出を大幅に省略することが可能です。詳しくはP8～でご確認ください。

### ○「令和３年４月１２日～５月１１日実施分」、「令和３年５月１２日～５月３１日実施分」、「令和３年６月１日～６月２０日実施分」の申請をしていますが、支給決定通知が届いていません。簡易申請をしたいのですが、どうすればいいですか？

「令和３年４月１２日～５月１１日実施分」、「令和３年５月１２日～５月３１日実施分」、「令和３年６月１日～６月２０日実施分」の支給決定通知では、簡易申請ができませんので、通常申請を行っていただく必要があります。それ以前の「令和３年１月８日～２月７日実施分」、「令和３年２月８日～３月７日実施分」または「令和３年３月８日～３月31日実施分」、「令和３年４月１日～４月11日実施分」の支給決定通知がお手元にあり、申請者名、振込先口座、申請する店舗が同一である場合は、その直近の支給決定通知に記載の申込番号で簡易申請ができます。いずれの支給決定通知もお持ちでない場合は、通常申請用の申請書をご使用ください。

### ○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

### ○ レンタルキッチンを借りて、不定期に飲食店を開いています。飲食店の営業許可書は取得していますが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等を借りて営業している場合、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有していないため、協力金の対象とはなりません。

### ○ なぜこれだけ多くの提出書類が必要なのですか？

申請にあたって提出をお願いしている書類は、協力金の支給要件を満たしているかを確認させていただくために必要な書類です。確定申告書類（控え）や売上台帳等は、協力金の支給金額の根拠となる申請店舗の売上高を確認する資料となります。また、光熱水費のお知らせや、内観・外観写真については、要請にご協力いただいた店舗が要請の開始日以前から都内において飲食店として営業をしていたことを確認するために提出をお願いしているものです。
ご理解の上、提出についてご協力をお願いいたします。

## 支給額の算定

### ○ 一日の売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ってもいいですか？

暦日数（カレンダーの日数）で割って算出してください。6・7月は61日間です。また、特例等により選択した月が例えば2019年の2・3月の場合は、59日間となります。開店から要請期間の開始まで2か月に満たない場合は、その実際の期間の売り上げを暦日数で割って算出してください。

### ○ 中小企業ですが、一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は10万円でしょうか？

売上高方式を選択いただいた場合の一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は１０万円となります。重点措置区域外は上限7.5万円です。売上高減少額方式を選択いただいた場合は、一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は20万円となります。

### ○ 新規開店の特例により、6・7月ではなく、任意の２か月を選択したいのですが、例えば2019年11月15日から開店したので、11月15日から1月14日までの２か月を選択してもよいですか？

２か月を選択する場合、月の途中からカウントすることができません。この場合、12月以降の２か月を選択してください。

### ○ 中小事業者ですが、2020年の6・7月はコロナ禍による休業、2019年の6・7月は店舗の改装により、ともに売り上げがほとんどありませんでした。この場合、6・7月ではなく、特例として任意の２か月を選択して計算をしてもよいですか？

原則として、新規開店や合併、罹災などの特例に当てはまらない場合は、一日の売上高7.5万円以下（重点措置区域外は約8.3万円以下）（一律1日3万円（重点措置区域外は2.5万円）の支給単価）として計算していただくことになります。特例として申請いただいた場合は、審査の上でご事情をお伺いすることになります。

# 支給額の算出方法等

中小企業及び個人事業主の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、**店舗ごとに方式を選択することはできません**のでご注意ください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（6月及び7月）の売上高総額を61日（6月及び7月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。

## Ⅰ　重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等

**（1）売上高方式**

2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高により支給額を算出します。

7.5万円以下　：一律3万円×21日（要請日数）

7.5万円超～25万円以下：1日当たりの$\underline{\text{売上高}\times 0.4\times 21\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}$（要請日数）

25万円超　：一律10万円×21日（要請日数）

**（2）売上高減少額方式**

$$\underline{\left(\begin{array}{c}\text{2019年又は2020年の}\\ \text{6月及び7月の}\\ \text{1日当たりの売上高}\end{array} - \begin{array}{c}\text{2021年の}\\ \text{6月及び7月の}\\ \text{1日当たりの売上高}\end{array}\right)\times 0.4\times 21\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}\text{（要請日数）}$$

## Ⅱ　区域外：檜原村、奥多摩町、島しょ地域の飲食店等

**（1）売上高方式**

2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高により支給額を算出します。

8万3,333円以下　：一律2.5万円×21日（要請日数）

8万3,333円超～25万円以下：$\underline{\text{1日当たりの売上高}\times 0.3\times 21\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}$（要請日数）

25万円超　：一律7.5万円×21日

**（2）売上高減少額方式**

$$\underline{\left(\begin{array}{c}\text{2019年又は2020年の6月及び7月の}\\ \text{1日当たりの売上高}\end{array} - \begin{array}{c}\text{2021年6月及び7月の}\\ \text{1日当たりの売上高}\end{array}\right)\times 0.4\times 21\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}\text{（要請日数）}$$

または

$$\underline{\text{2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高}\times 0.3\times 21\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}\text{（要請日数）}$$

のうち、いずれか低い額

## Ⅲ その他

**新規開店等の特例による支給額** ※( )内の表記はエリアⅡの場合

### A 2019年6月2日以降開店の場合

任意の連続する2か月分の売上高÷暦日数×0.4（0.3）×21日（要請日数）
千円未満切上げ

**開店期間が2か月に満たない場合**

開店～2021年6月20日までの売上高 ÷ 開店～2021年6月20日までの暦日数 ×0.4（0.3）×21日（要請日数）
千円未満切上げ

### B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、左記「Ⅰ」「Ⅱ」のとおり
事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

### C 罹災特例

**2019年及び2020年の6月・7月に震災・風水害・火災等の影響があった場合**

2018年6月及び7月の1日当たりの売上高×0.4（0.3）×21日（要請日数）
千円未満切上げ

※上記計算例は売上高方式で計算しています。売上高減少額方式での申請も可能です。

**営業時間短縮要請の対象となっている飲食業の売上高のみ対象**

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

### 支給額の考え方まとめ

| 地　域 | 2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高（売上高／日） | 1店舗当たりの協力金日額<br>まん延防止等重点措置期間 6/21～7/11 |
|---|---|---|
| Ⅰ 重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町 | 7.5万円以下 | 3万円 |
| | 7.5万円超～25万円以下 | 3万円～10万円 |
| | 25万円超 | 10万円 |
| | 売上高減少額方式を選択した場合 | 上限20万円 |
| Ⅱ 区域外：檜原村、奥多摩町、島しょ地域 | 8万3,333円以下 | 2.5万円 |
| | 8万3,333円超～25万円以下 | 2.5万円～7.5万円 |
| | 25万円超 | 7.5万円 |
| | 売上高減少額方式を選択した場合 | 上限20万円 |

# 協力金の計算事例 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除した金額

## 事例1：23区内にある飲食店の店舗の場合（売上高方式を採用）

| 年 | 6月売上高 | 7月売上高 |
|---|---|---|
| 2019年 | 2,000,000円 | 2,000,000円 |

### ①店舗ごとの1日当たりの売上高の計算

2019年の売上高で計算。

2019年 1日当たりの売上高：（6月売上高 2,000,000円 ＋ 7月売上高 2,000,000円）÷ 6月7月の日数 61日 ＝ 1日当たり売上高 65,574円（円未満切上げ） ◀ 7.5万円以下

### ②協力金の額の計算（売上高方式）

協力金の額：1日当たり協力金の額 30,000円 × 営業時間短縮要請日数 21日 ＝ 協力金の額 630,000円

※1日当たりの売上高が75,000円以下なので一律、1店舗当たりの協力金日額30,000円

## 事例2：八王子市にある飲食店の店舗の場合（売上高減少額方式を採用）

| 年 | 6月売上高 | 7月売上高 |
|---|---|---|
| 2019年 | 10,000,000円 | 12,000,000円 |
| 2020年 | 4,200,000円 | 4,500,000円 |
| 2021年 | 4,000,000円 | 4,200,000円 |

### ①店舗ごとの1日当たりの売上高の計算

6月と7月合計の売上高が大きい方の年（2019年）の売上高と2021年の売上高で計算。

2019年 1日当たりの売上高：（6月売上高 10,000,000円 ＋ 7月売上高 12,000,000円）÷ 6月7月の日数 61日 ＝ 1日当たり売上高 360,656円（円未満切上げ） ◀ 25万円超

2021年 1日当たりの売上高：（6月売上高 4,000,000円 ＋ 7月売上高 4,200,000円）÷ 6月7月の日数 61日 ＝ 1日当たり売上高 134,427円（円未満切上げ）

### ②協力金の額の計算（売上高方式の場合）

協力金の額：2019年 1日当たり協力金の額 100,000円 × 営業時間短縮要請日数 21日 ＝ 協力金の額 2,100,000円 ◀ 売上高方式が有利

※1日当たりの売上高が250,000円超なので一律、1店舗当たりの協力金日額100,000円

### ③協力金の額の計算（売上高減少額方式の場合）

協力金の額：（2019年 1日当たり売上高 360,656円 － 2021年 1日当たり売上高 134,427円）× 0.4 × 営業時間短縮要請日数 21日 ＝ 協力金の額 1,911,000円

千円未満切上げ　90,491.6円 → 91,000円

## 事例3：2019年11月1日に開店した立川市にある飲食店の店舗の場合（新規開店特例）

| 年 | 売上高 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 2019年 | – | – | – | – | – | – | – | 6,500,000 | 7,000,000 | 6,000,000 | 6,300,000 | 6,000,000 |
| 2020年 | 3,000,000 | 3,200,000 | 3,100,000 | 3,500,000 | 4,000,000 | 3,500,000 | 3,600,000 | 3,300,000 | 3,000,000 | 2,200,000 | 2,100,000 | 2,300,000 |
| 2021年 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | | | | | | | | | |

### ①協力金の額の計算（新規開店特例）

連続する任意の2か月分の売上高として2019年11月12月で計算。

**協力金の額：**（11月売上高 6,500,000円 ＋ 12月売上高 7,000,000円）÷ 11月12月の日数 61日 × 0.4 × 営業時間短縮要請日数 21日 ＝ 協力金の額 1,869,000円

千円未満切上げ　88,524.59…円 → 89,000円

売上高減少額方式をとると、売上高の減少額に0.4（まん延防止等重点措置区域外の場合は0.3）をかけて算出した金額が一店舗当たりの一日の協力金単価になります（上限20万円）。一方、売上高方式の場合は、一日の売上高が25万円超だと一日の支給単価の上限は一律10万円です。（重点措置区域外は7.5万円）

そのため、場合によっては、売上高減少額方式のほうが、支給額が多くなるケースがあります。

**例：2019年の一日の売上高が30万円、今年は休業して0円の場合**

売　上　高　方　式：一日の売上高が25万円超なので、一律10万円×21日＝**210万円**

売上高減少額方式：（30万円－0）×0.4＝12万円（←支給単価）

12万円×21日＝**252万円**

（算出した12万円が上限20万円を超えないので、そのまま一日の支給単価として計算できます）

# 簡易申請用

・この申請書は、東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和３年1月８日～２月７日実施分」、「令和３年２月８日～３月７日実施分」、「令和３年３月８日～３月３１日実施分」又は「令和３年４月1日～４月11日実施分」のいずれかの支給決定通知をお持ちの方で、**<u>前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない場合に、事業者情報を記入する申請書</u>**です。
前回申請時と申請する店舗等が異なる場合又はいずれの支給決定通知もお持ちでない方は **通常申請用** の申請書をご使用ください。

## 記入例

**簡易申請用**（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用
<u>※令和3年4月12日～5月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。</u>）

中小事業者向け
申請者情報シート

別紙1-1

**営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金　申請書**
**（令和３年６月21日～７月11日実施分）**

東京都知事　殿
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

| 記入日 | 令和 | 3 | 年 | 8 | 月 | 18 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

**1 申請者の情報**

法人の方

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 〒163-8001　東京 都　新宿 区<br>西新宿２－８－１ | | |
| フリガナ | カブシキガイシャトチョウサンギョウ | 代表者職名 | 代表取締役社長 |
| 法人名 | 株式会社都庁産業 | 代表者氏名 | 東京　太郎 |
| ① 法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 | ※13桁で必ずご記入ください。 | |

個人事業主の方

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 〒　-　都・道 府・県　区・市 町・村 | | |
| ② フリガナ / 氏名 | | ③ 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成　年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ④ 日中連絡が取れる方 | フリガナ：シンジュク　ジロウ<br>氏名：新宿　二郎 | 電話番号 | 03-1234-5678 |

**2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況**

| | |
|---|---|
| ⑤ 申請状況 | ☑ 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月７日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年３月８日～３月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知を持っています。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| ⑥ 申込番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8　※「令和3年1月8日～2月７日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年３月８日～３月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号（７桁～８桁）を左詰めでご記入ください。複数お持ちの場合は、直近の番号を記入してください。 |

※この申請書は、東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月7日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年3月8日～3月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちの方で、**前回の申請時と申請者名、振込先口座、及び申請する店舗に変更がない場合に使用する申請書**です。
前回申請時と申請する申請者・店舗の情報が異なる場合には、**通常申請用** の申請書をご利用ください。

※東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月７日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年3月8日～3月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちでない場合は、**通常申請用** の申請書をご利用ください。
※令和３年４月12日～５月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。

**3 支給額の算出方法（※１）**

⑦ ※いずれかに必ずチェックをつけてください。
※店舗ごとに方式を選択することはできません。

☑ 売上高方式

【まん延防止等重点措置区域】（※2）
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
７．５万円以下：一律３万円×２１日（要請日数）
７．５万円超２５万円以下：1日当たりの売上高×０．４×２１日（要請日数）　千円未満切上げ
２５万円超：一律１０万円×２１日（要請日数）

【まん延防止等重点措置区域外】
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
８万3,333円以下：一律２．５万円×２１日（要請日数）
８万3,333円超２５万円以下：1日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）　千円未満切上げ
２５万円超：一律７．５万円×２１日（要請日数）

□ 売上高減少額方式

【まん延防止等重点措置区域】（※2）
（2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４ ×２１日（要請日数）　千円未満切上げ

【まん延防止等重点措置区域外】
①（2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４ ×２１日（要請日数）　千円未満切上げ
又は
② 2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）　千円未満切上げ
※上限：①又は②の低い額　（上限２０万円）

※1 支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「１日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（６月及び７月）の売上高総額を６１日（６月及び７月の暦日数）で除することにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。
※2 重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩除く多摩地域の市町

**4 申請店舗の所在地**

⑧ 申請店舗の所在地：☑ 重点措置区域を含む　□ 重点措置区域を含まない

**5 特例申請する店舗の有無**

⑨ 特例申請する店舗の有無：☑ 特例申請なし　□ 特例申請あり

**6 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金**

⑩
| | | | |
|---|---|---|---|
| 今回申請する店舗数 | 合計 | 3 | 店舗 |
| 今回申請する協力金 | 合計 | 3,822,000 | 円 |

※申請単価計算シート及び店舗情報シートを用いて計算した後、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

### ① 法人番号
法人の場合は**13桁**の法人番号を必ず記入してください。

### ② 氏名（個人事業主の方）
個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

### ③ 生年月日
必ず和暦で記入してください。

### ④ 日中連絡先
日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問合せをすることがあります。

### ⑤ 申請状況
必ずチェックをつけてください。

### ⑥ 申込番号（７桁又は８桁）
令和3年1月8日～2月7日実施分以降の協力金の支給決定通知に記載の申込番号を左詰めで記入してください。
5S・5K・6S・6K・7S・7K・8S・8Kから始まる7桁、または5YS・5YK・6YS・6YK・7YS・7YK・8YS・8YKから始まる８桁です。
これまでの時短協力金の支給決定通知を複数お持ちの方は、**直近の番号**をご記入ください。

### ⑦ 支給額の算出方法
「売上高方式」又は「売上高減少額方式」のいずれかを選択してください。店舗ごとに異なる方式を選択することはできません。

### ⑧ 申請店舗の所在地
申請される店舗について「重点措置区域を含む」又は「重点措置区域を含まない」のいずれかを選択してください。

### ⑨ 特例申請する店舗の有無
申請される店舗について特例申請の有無を選択してください。

### ⑩ 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金
今回申請する店舗の合計数と、申請金額の合計を記入してください。
※申請金額合算シートの合算額を記入してください。

# 簡易申請用

・簡易申請を行う方が店舗情報を記入する申請書は、まん延防止等重点措置区域（２３区及び檜原村・奥多摩町を除く多摩地域の市町）の店舗用（別紙1-1-1）とまん延防止等重点措置区域以外の店舗用（別紙1−1−2）の２種類があります。店舗の所在地ごとに間違いのないよう使用してください。

## ⑪ 基本情報／取組内容

店舗ごとの情報を記入、チェックしてください。

## ⑫ 申請金額の算出

申請単価計算シート（別紙3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4、3-2-1、3-2-2、3-2-3又は3-2-4）で算出した申請単価を記入し、取組内容欄「営業時間及び酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記入してください。

記入例

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の申請書となります。

**簡易申請用**（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、又は、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用
※令和3年4月12日～5月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-1

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

7 営業時間短縮を行った店舗の情報　【 1 店舗目 】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本情報 ⑪ | フリガナ | イザカヤマルマルシンジュクテン | 電話番号 | 03-1234-5678 |
| | 店舗名称 | 居酒屋●●新宿店 | | |
| | 営業許可書の番号 | ３１新保衛食第０００９号 | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ☑ 従前は20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等 | ☑ 酒類又はカラオケ設備を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | ☐ 酒類又はカラオケ設備を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | ☐ 従前、20時から翌朝5時までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | ☑ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | ☑ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 ① | ☑ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。**<br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜19時までとしました。**<br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | ② | ☐ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。** |

8 申請金額の算出

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 店舗目の申請金額 | ※1 | 66,000 × | ２１日（要請日数） | = | 1,386,000円 ⑫ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が７，５万円以下の店舗は、一律３万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

記入例

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の申請書となります。

**簡易申請用**（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、又は、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用
※令和3年4月12日～5月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-2

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

7 営業時間短縮を行った店舗の情報　【 1 店舗目 】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本情報 ⑪ | フリガナ | ダイニングマルマルウナザワテン | 電話番号 | 0428-00-0000 |
| | 店舗名称 | ダイニング●●海沢店 | | |
| | 営業許可書の番号 | ９９西保生食第０００９号 | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ☑ 従前は21時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等 | ☑ 酒類又はカラオケ設備を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | ☐ 酒類又はカラオケ設備を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | ☐ 従前、21時から翌朝5時までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | ☑ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | ☑ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 ① | ☑ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。**<br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜20時までとしました。**<br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | ② | ☑ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。** |

8 申請金額の算出

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 店舗目の申請金額 | ※1 | 50,000 × | ２１日（要請日数） | = | 1,050,000円 ⑫ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が８万3,333円以下の店舗は、一律２，５万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-2-1、3-2-2、3-2-3又は3-2-4）で算出した申請単価を記入してください。

# 通常申請用

・この申請書は、初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請する方、「令和３年1月８日～2月7日実施分」、「令和３年２月８日～3月７日実施分」、「令和３年３月８日～3月３１日実施分」、「令和３年４月1日～4月11日実施分」いずれの支給決定通知もお持ちでない方又は過去の支給決定通知を持っているが前回申請時と今回申請する店舗が異なる場合に、事業者情報を記入する申請書です。

記入例

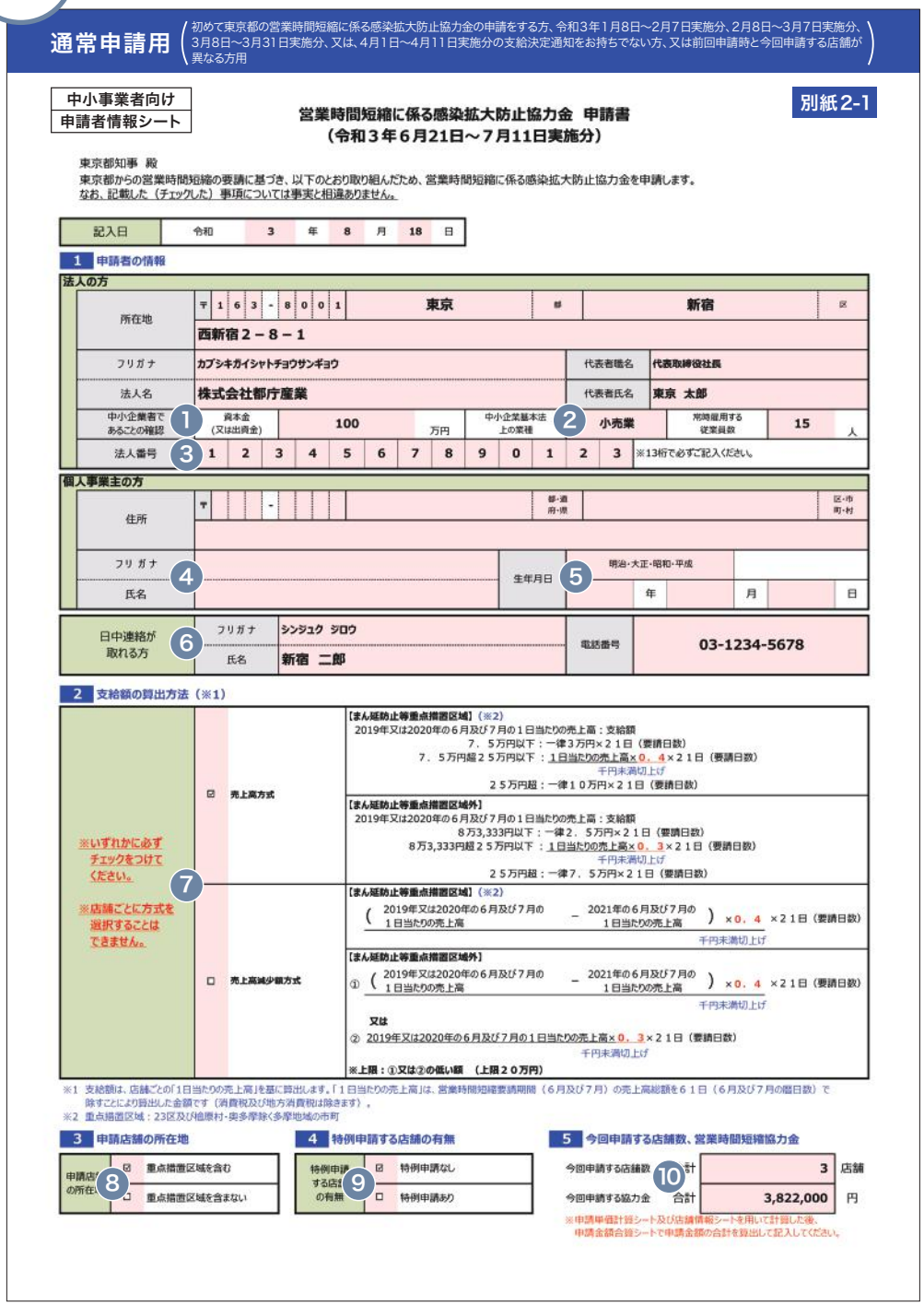

通常申請用（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、又は、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、又は前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
申請者情報シート

別紙2-1

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金　申請書
（令和３年６月21日～７月11日実施分）

東京都知事　殿
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

| 記入日 | 令和 | 3 | 年 | 8 | 月 | 18 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

1 申請者の情報

法人の方

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在地 | 〒163-8001 | 東京 | 都 | 新宿 | 区 |
| | 西新宿２－８－１ | | | | |
| フリガナ | カブシキガイシャトチョウサンギョウ | | 代表者職名 | 代表取締役社長 | |
| 法人名 | 株式会社都庁産業 | | 代表者氏名 | 東京　太郎 | |
| 中小企業者であることの確認 ① | 資本金（又は出資金） | 100 万円 | 中小企業基本法上の業種 ② | 小売業 | 常時雇用する従業員数 15 人 |
| 法人番号 ③ | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 | ※13桁で必ずご記入ください。 | | | |

個人事業主の方

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住所 | 〒 - | 都・道府・県 | 区・市町・村 | |
| フリガナ ④ | | 生年月日 ⑤ | 明治・大正・昭和・平成 | |
| 氏名 | | | 年　月　日 | |
| 日中連絡が取れる方 ⑥ | フリガナ | シンジュク　ジロウ | 電話番号 | 03-1234-5678 |
| | 氏名 | 新宿　二郎 | | |

2 支給額の算出方法（※1）

⑦

※いずれかに必ずチェックをつけてください。
※店舗ごとに方式を選択することはできません。

☑ 売上高方式

【まん延防止等重点措置区域】（※2）
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
７．５万円以下：一律３万円×２１日（要請日数）
７．５万円超２５万円以下：１日当たりの売上高×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
２５万円超：一律１０万円×２１日（要請日数）

【まん延防止等重点措置区域外】
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
８万3,333円以下：一律２．５万円×２１日（要請日数）
８万3,333円超２５万円以下：１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
２５万円超：一律７．５万円×２１日（要請日数）

☐ 売上高減少額方式

【まん延防止等重点措置区域】（※2）
（2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

【まん延防止等重点措置区域外】
① （2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
又は
② 2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
※上限：①又は②の低い額　（上限２０万円）

※1　支給額は、店舗ごとの「１日当たりの売上高」を基に算出します。「１日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（６月及び７月）の売上高総額を６１日（６月及び７月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。
※2　重点措置区域：23区及び他原村・奥多摩除く多摩地域の市町

3 申請店舗の所在地

| | |
|---|---|
| 申請店舗の所在地 ⑧ | ☑ 重点措置区域を含む |
| | ☐ 重点措置区域を含まない |

4 特例申請する店舗の有無

| | |
|---|---|
| 特例申請する店舗の有無 ⑨ | ☑ 特例申請なし |
| | ☐ 特例申請あり |

5 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今回申請する店舗数 ⑩ | 合計 | 3 | 店舗 |
| 今回申請する協力金 | 合計 | 3,822,000 | 円 |

※申請単価計算シート及び店舗情報シートを用いて計算した後、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

## ① 資本金

NPO等で資本金・出資金がない場合は、不要です。

## ② 中小企業基本法上の業種

以下のいずれかの業種を記入してください。

・小売業
・サービス業
・卸売業
・製造業その他

※主に飲食店を営む事業者は小売業となります。

## ③ 法人番号

法人の場合は**13桁**の法人番号を必ず記入してください。

## ④ 氏名（個人事業主の方）

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

## ⑤ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

## ⑥ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問合せをすることがあります。

## ⑦ 支給額の算出方法

「売上高方式」又は「売上高減少額方式」のいずれかを選択してください。店舗ごとに異なる方式を選択することはできません。

## ⑧ 申請店舗の所在地

申請される店舗について「重点措置区域を含む」又は「重点措置区域を含まない」のいずれかを選択してください。

## ⑨ 特例申請する店舗の有無

申請される店舗について特例申請の有無を選択してください。

## ⑩ 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗の合計数と、申請金額の合計を記入してください。
※申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

# 通常申請用

・通常申請を行う方が、店舗情報を記入する申請書は、まん延防止等重点措置区域（２３区及び檜原村・奥多摩町を除く多摩地域の市町）の店舗用（別紙2-1-1）とまん延防止等重点措置区域以外の店舗用（別紙2−1−2）の2種類があります。店舗の所在地ごとに間違いのないよう使用してください。

## ⑪ 基本情報／取組内容

店舗ごとの情報を記入、チェックしてください。

## ⑫ 申請金額の算出

申請単価計算シート（別紙3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4、3-2-1、3-2-2、3-2-3又は3-2-4）で算出した申請単価を記入し、取組内容欄「営業時間及び酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記入してください。

記入例

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の申請書となります。

**通常申請用**（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、又は前回申請時と今回申請する店舗が異なる方）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙2-1-1

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

**6 営業時間短縮を行った店舗の情報**　【 1 店舗目 】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本情報 ⑪ | フリガナ | イザカヤマルマルシンジュクテン | 電話番号 | 03-1234-5678 |
| | 店舗名称 | 居酒屋●●新宿店 | | |
| | 所在地 | 〒163-8001 東京 都 新宿 区 | | |
| | | 西新宿０－０－０ | | |
| | 営業許可書の番号 | ３１新保衛食第００００号 | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ☑ 従前は20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等 | ☑ 酒類又はカラオケ設備を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | ☐ 酒類又はカラオケ設備を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | ☐ 従前、20時から翌朝5時までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | ☑ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | ☑ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 ① | ☑ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。**<br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜19時までとしました。**<br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | ② | ☐ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。** |

**7 申請金額の算出**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 店舗目の申請金額 | ※1 66,000 × ２１日（要請日数） = | 1,386,000円 | ⑫ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が７，５万円以下の店舗は、一律３万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

記入例

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の申請書となります。

**通常申請用**（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、又は前回申請時と今回申請する店舗が異なる方）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙2-1-2

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

**6 営業時間短縮を行った店舗の情報**　【 1 店舗目 】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本情報 ⑪ | フリガナ | ダイニングマルマルウナザワテン | 電話番号 | 0428-00-0000 |
| | 店舗名称 | ダイニング●●海沢店 | | |
| | 所在地 | 〒198-0213 東京 都 西多摩 郡 | | |
| | | 奥多摩町海沢０－０－０ | | |
| | 営業許可書の番号 | ９９西保生食第００００号 | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ☑ 従前は21時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等 | ☑ 酒類又はカラオケ設備を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | ☐ 酒類又はカラオケ設備を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | ☐ 従前、21時から翌朝5時までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | ☑ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | ☑ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 ① | ☑ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。**<br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜20時までとしました。**<br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | ② | ☐ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。** |

**7 申請金額の算出**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 店舗目の申請金額 | ※1 50,000 × ２１日（要請日数） = | 1,050,000円 | ⑫ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が８万3,333円以下の店舗は、一律２，５万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-2-1、3-2-2、3-2-3又は3-2-4）で算出した申請単価を記入してください。

# 申請単価計算シート

・本紙は売上高方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方が共通で使用できます。

**記入上の注意点**
**・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。　・売上高は税抜金額で記入してください。**
**・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。**

**① 店舗の名称**
店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名を記入してください。5店舗以上記載する場合には適宜コピーして使用してください。

**② 参照基準年**
必ずチェックをつけてください。

**③ 基準年の6月・7月の店舗売上高**
選択した基準年の6月・7月の売上高を**税抜金額で記入**してください。

**④ 基準年の1日当たりの売上高**
6月・7月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

**⑤ 申請単価**
「基準年の1日当たりの売上高」に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

記入例

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

**申請単価計算シート**

中小事業者向け
売上高方式用計算シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。
まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

別紙3-1-1

※まん延防止等重点措置区域の店舗の場合、１日当たりの売上高が７．５万円以下の店舗は、一律３万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。
また、１日当たりの売上高が２５万円以上の店舗は、一律１０万円となります。

１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 店舗目 | 参照基準年 | ② | □ | 2019年 | ☑ | 2020年 | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | ③ | (A) 6月 | 5,000,000 | 円 | (B) 7月 | 5,000,000 | 円 | |
| ① 居酒屋●●新宿店 | | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | ④ | (A)+(B) | 10,000,000 | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | 163,935 | 円 ※1円未満切上げ |
| | | 申請単価 | ⑤ | 1日当たりの売上高 | (C) | 163,935 | 円 ×0．4 = | ※1 | 66,000円 | (千円未満切上げ) |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 店舗目 | 参照基準年 | | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | |
| | | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | | (A)+(B) | | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | | 円 ※1円未満切上げ |
| | | 申請単価 | | 1日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．4 = | ※1 | | (千円未満切上げ) |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 店舗目 | 参照基準年 | | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | |
| | | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | | (A)+(B) | | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | | 円 ※1円未満切上げ |
| | | 申請単価 | | 1日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．4 = | ※1 | | (千円未満切上げ) |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 店舗目 | 参照基準年 | | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | |
| | | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | | (A)+(B) | | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | | 円 ※1円未満切上げ |
| | | 申請単価 | | 1日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．4 = | ※1 | | (千円未満切上げ) |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

# 申請単価計算シート

・本紙は売上高減少額方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方共通で使用できます。

**記入上の注意点**
**・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。　・売上高は税抜金額で記入してください。**
**・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。**

記入例

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

## 申請単価計算シート

中小事業者向け
売上高減少額方式用計算シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1-2

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。

| 1 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | ☑ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 15,000,000 円 | (B) 7月 15,000,000 円 | |
| 居酒屋●●新宿店 ⑥ | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 ⑨ | (A)+(B) 30,000,000 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) 491,804 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 ⑩ | (D) 6月 5,000,000 円 | (E) 7月 5,000,000 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 ⑪ | (D)+(E) 10,000,000 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) 163,935 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 ⑫ | (G) 327,869 円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 ⑬ | 1日当たりの売上高減少額 (G) 327,869 円 ×0.4 = | ※1 132,000円 | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 円 | (B) 7月 円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 円 | (E) 7月 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E) 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G) 円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G) 円 ×0.4 = | ※1 | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 円 | (B) 7月 円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 円 | (E) 7月 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E) 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G) 円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G) 円 ×0.4 = | ※1 | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 円 | (B) 7月 円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 円 | (E) 7月 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E) 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G) 円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G) 円 ×0.4 = | ※1 | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

**⑥ 店舗の名称**
店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名を記入してください。

**⑦ 参照基準年**
必ずチェックをつけてください。

**⑧ 基準年の6月・7月の店舗売上高**
選択した基準年の6月・7月の売上高を**税抜金額で記入**してください。

**⑨ 基準年の1日当たりの売上高**
6月・7月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

**⑩ 2021年の6月・7月の店舗売上高**
2021年の6月・7月の売上高を**税抜金額で記入**してください。

**⑪ 2021年の1日当たりの売上高**
6月・7月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

**⑫ 1日当たりの売上高減少額**
⑨で算出した基準年の1日当たりの売上高（C）から⑪で算出した2021年の1日当たりの売上高（F）を減した金額を記入してください。

**⑬ 申請単価**
⑫で算出した1日当たりの売上高減少額に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

# 申請単価計算シート

・本紙は特例申請をする店舗の1日当たりの売上高を計算するシートです。
　簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方共通で使用できます。
　「申請者情報シート」の「支給額の算出方法」で選択した方式と同じ方式の「特例申請用計算シート」に記入してください。

**記入上の注意点**
**・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。　・売上高は税抜金額で記入してください。**
**・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。**

記入例

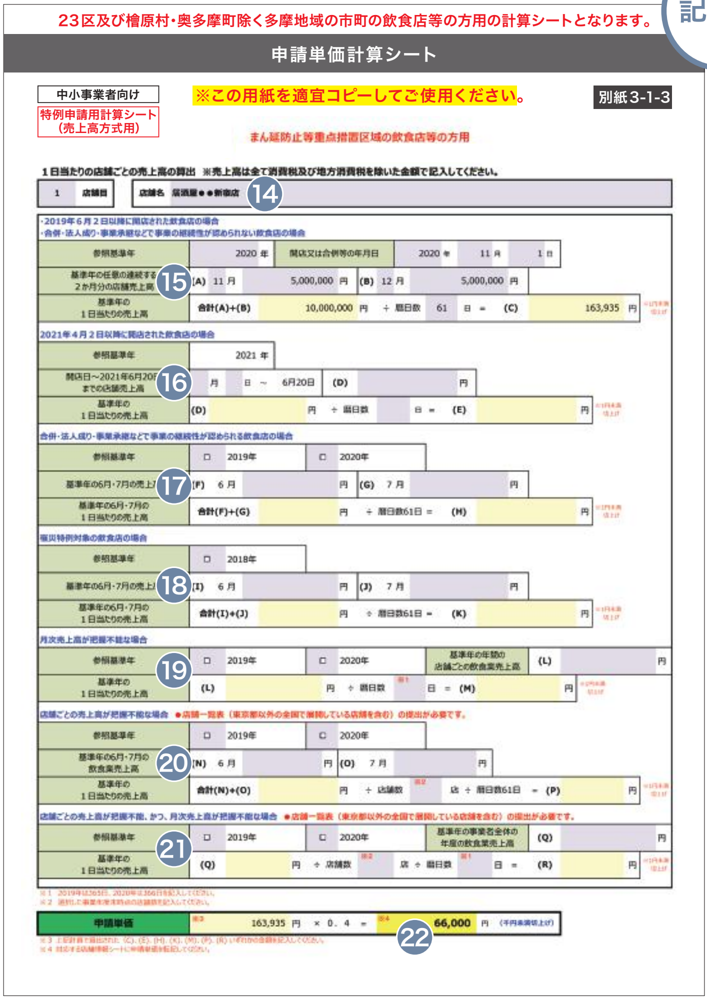

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

申請単価計算シート

中小事業者向け
特例申請用計算シート（売上高方式用）
※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。
別紙3-1-3
まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 店舗目 | 店舗名 居酒屋●●新宿店 ⑭ |

・2019年6月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2020 年 | 開店又は合併等の年月日 | 2020 年 | 11 月 | 1 日 | | | |
| 基準年の任意の連続する2か月分の店舗売上高 ⑮ | (A) 11 月 | 5,000,000 円 | (B) 12 月 | 5,000,000 円 | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 10,000,000 円 | ÷ 暦日数 | 61 | 日 = | (C) | 163,935 円 | ※1円未満切上げ |

2021年4月2日以降に開店された飲食店の場合

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021 年 | | | | | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 ⑯ | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 = | (E) | 円 | ※1円未満切上げ |

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑰ | (F) 6 月 | 円 | (G) 7 月 | 円 | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (H) | 円 | ※1円未満切上げ |

罹災特例対象の飲食店の場合

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑱ | (I) 6 月 | 円 | (J) 7 月 | 円 | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (K) | 円 | ※1円未満切上げ |

月次売上高が把握不能な場合

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 ⑲ | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ 暦日数 ※1 | 日 = | (M) | 円 | ※1円未満切上げ |

店舗ごとの売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 ⑳ | (N) 6 月 | 円 | (O) 7 月 | 円 | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ 店舗数 ※2 | 店 ÷ 暦日数61日 = | (P) | 円 | ※1円未満切上げ |

店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 ㉑ | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (Q) | 円 | ÷ 店舗数 ※2 | 店 ÷ 暦日数 ※1 | 日 = | (R) | 円 | ※1円未満切上げ |

※1　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2　選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請単価 | ※3 163,935 円 | × 0．4 = | ※4 66,000 円 ㉒ | （千円未満切上げ） |

※3　上記計算で算出された(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額を記入してください。
※4　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

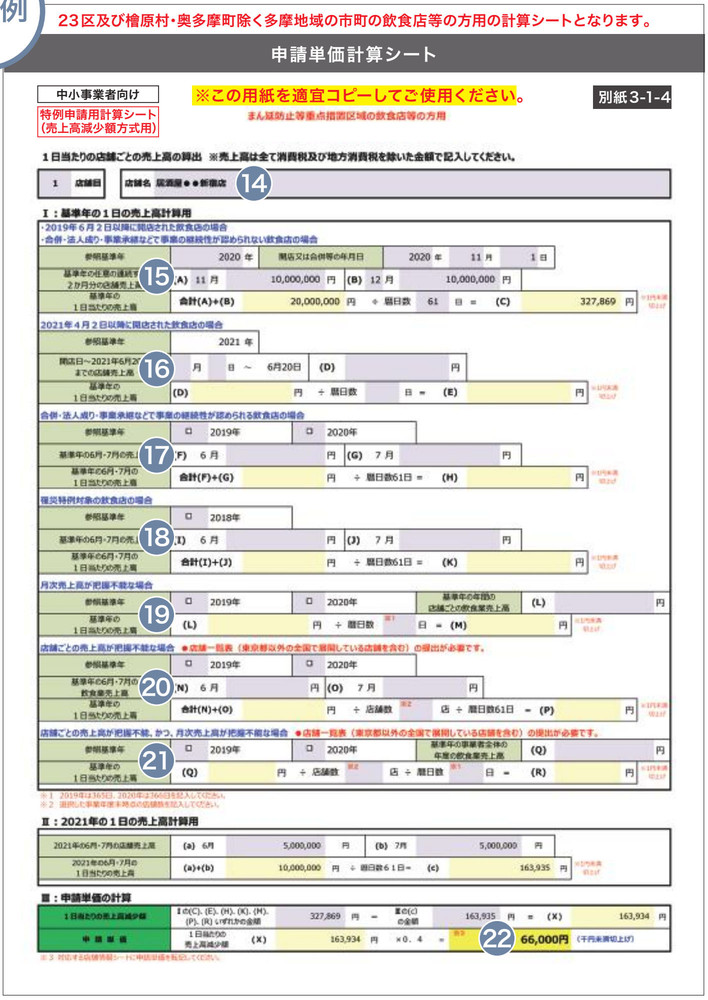

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

申請単価計算シート

中小事業者向け
特例申請用計算シート（売上高減少額方式用）
※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。
別紙3-1-4
まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 店舗目 | 店舗名 居酒屋●●新宿店 ⑭ |

Ⅰ：基準年の1日の売上高計算用

・2019年6月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2020 年 | 開店又は合併等の年月日 | 2020 年 | 11 月 | 1 日 | | | |
| 基準年の任意の連続する2か月分の店舗売上高 ⑮ | (A) 11 月 | 10,000,000 円 | (B) 12 月 | 10,000,000 円 | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 20,000,000 円 | ÷ 暦日数 | 61 | 日 = | (C) | 327,869 円 | ※1円未満切上げ |

2021年4月2日以降に開店された飲食店の場合

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021 年 | | | | | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 ⑯ | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 = | (E) | 円 | ※1円未満切上げ |

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑰ | (F) 6 月 | 円 | (G) 7 月 | 円 | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (H) | 円 | ※1円未満切上げ |

罹災特例対象の飲食店の場合

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑱ | (I) 6 月 | 円 | (J) 7 月 | 円 | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (K) | 円 | ※1円未満切上げ |

月次売上高が把握不能な場合

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 ⑲ | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ 暦日数 ※1 | 日 = | (M) | 円 | ※1円未満切上げ |

店舗ごとの売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 ⑳ | (N) 6 月 | 円 | (O) 7 月 | 円 | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ 店舗数 ※2 | 店 ÷ 暦日数61日 = | (P) | 円 | ※1円未満切上げ |

店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 ㉑ | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (Q) | 円 | ÷ 店舗数 ※2 | 店 ÷ 暦日数 ※1 | 日 = | (R) | 円 | ※1円未満切上げ |

※1　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2　選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

Ⅱ：2021年の1日の売上高計算用

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (a) 6月 | 5,000,000 円 | (b) 7月 | 5,000,000 円 | | | |
| 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (a)+(b) | 10,000,000 円 | ÷ 暦日数61日 = | (c) | 163,935 円 | ※1円未満切上げ | |

Ⅲ：申請単価の計算

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1日当たりの売上高減少額 | Ⅰの(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額 | 327,869 円 | − | Ⅱの(c)の金額 | 163,935 円 | = (X) | 163,934 円 |
| 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (X) | 163,934 円 | × 0．4 = | ※3 66,000円 ㉒ | （千円未満切上げ） | | |

※3　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

**⑭ 店舗の名称**
店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名を記入してください。

**⑮**
2019年6月2日以降に開店された店舗、合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない店舗の記入欄です。

**⑯**
開店から6月20日までの期間が2か月に満たない店舗の記入欄です。

**⑰**
合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる店舗の記入欄です。

**⑱**
罹災特例対象の店舗の記入欄です。

**⑲**
月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

**⑳**
店舗ごとの売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

**㉑**
店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

**㉒ 申請単価**
算出した基準年の1日当たりの売上高に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

# 申請単価計算シート

・本紙は売上高方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方が共通で使用できます。

**記入上の注意点**
**・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。　・売上高は税抜金額で記入してください。**
**・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。**

### ① 店舗の名称
店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名を記入してください。5店舗以上記載する場合には適宜コピーして使用してください。

### ② 参照基準年
必ずチェックをつけてください。

### ③ 基準年の6月・7月の店舗売上高
選択した基準年の6月・7月の売上高を**税抜金額で記入**してください。

### ④ 基準年の1日当たりの売上高
6月・7月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

### ⑤ 申請単価
「基準年の1日当たりの売上高」に0.3を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

**記入例**

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

**申請単価計算シート**

中小事業者向け
売上高方式用計算シート

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙3-2-1

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

※まん延防止等重点措置区域外の店舗の場合、１日当たりの売上高が８万3,333円以下の店舗は、一律２．５万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。
また、１日当たりの売上高が２５万円以上の店舗は、一律７．５万円となります。

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 店舗目 | 参照基準年 | ② | □ | 2019年 | ☑ | 2020年 | | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 ① | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | ③ | (A) 6月 | 5,000,000 | 円 | (B) 7月 | 5,000,000 | 円 | | |
| ダイニング●●海沢店 | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | ④ | (A)+(B) | 10,000,000 | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | 163,935 | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 申請単価 | ⑤ | 1日当たりの売上高 | (C) | 163,935 | 円 ×0．3 = | ※1 | 50,000円 | | （千円未満切上げ） |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | | 円 | | ※1円未満切上げ |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | | | （千円未満切上げ） |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | | 円 | | ※1円未満切上げ |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | | | （千円未満切上げ） |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ | 暦日数61日 = | (C) | | 円 | | ※1円未満切上げ |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | | | （千円未満切上げ） |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

# 申請単価計算シート

・本紙は売上高減少額方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方共通で使用できます。

**記入上の注意点**
**・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。　・売上高は税抜金額で記入してください。**
**・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。**

記入例

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

## 申請単価計算シート

中小事業者向け
売上高減少額方式用計算シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-2-2

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。

| 1 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | ☑ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 ⑧ | 6月 9,000,000 | 円 | (B) 7月 9,000,000 | 円 | |
| ダイニング●●海沢店 ⑥ | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 ⑨ | (A)+(B) 18,000,000 | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) 295,082 | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 ⑩ | 6月 3,000,000 | 円 | (E) 7月 3,000,000 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 ⑪ | (D)+(E) 6,000,000 | 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) 98,361 | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 ⑫ | (G) 196,721 | 円 ←(C)−(F)の値 | | | |
| | 1日当たりの売上高減少額で単価算出 ※上限20 ⑬ | 1日当たりの売上高減少額 (G) 196,721 | 円 ×0.4 = | (H) 79,000円 | (千円未満切上げ) | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高で単価算出 ⑬ | 1日当たりの売上高 (C) 295,082 | 円 ×0.3 = | (I) 89,000円 | (千円未満切上げ) | |
| | 申請単価 ⑬ | (H)と(I)を比較し、金額の低い方を採用 | | | ※1 | 79,000円 |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 ←(C)−(F)の値 | | | |
| | 1日当たりの売上高減少額で単価算出 ※上限20万円 | 1日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×0.4 = | (H) | (千円未満切上げ) | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高で単価算出 | 1日当たりの売上高 (C) | 円 ×0.3 = | (I) | (千円未満切上げ) | |
| | 申請単価 | (H)と(I)を比較し、金額の低い方を採用 | | | ※1 | |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 ←(C)−(F)の値 | | | |
| | 1日当たりの売上高減少額で単価算出 ※上限20万円 | 1日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×0.4 = | (H) | (千円未満切上げ) | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高で単価算出 | 1日当たりの売上高 (C) | 円 ×0.3 = | (I) | (千円未満切上げ) | |
| | 申請単価 | (H)と(I)を比較し、金額の低い方を採用 | | | ※1 | |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 ←(C)−(F)の値 | | | |
| | 1日当たりの売上高減少額で単価算出 ※上限20万円 | 1日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×0.4 = | (H) | (千円未満切上げ) | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高で単価算出 | 1日当たりの売上高 (C) | 円 ×0.3 = | (I) | (千円未満切上げ) | |
| | 申請単価 | (H)と(I)を比較し、金額の低い方を採用 | | | ※1 | |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

**⑥ 店舗の名称**
店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名を記入してください。

**⑦ 参照基準年**
必ずチェックをつけてください。

**⑧ 基準年の6月・7月の店舗売上高**
選択した基準年の6月・7月の売上高を**税抜金額で記入**してください。

**⑨ 基準年の1日当たりの売上高**
6月・7月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

**⑩ 2021年の6月・7月の店舗売上高**
2021年の6月・7月の売上高を**税抜金額で記入**してください。

**⑪ 2021年の1日当たりの売上高**
6月・7月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

**⑫ 1日当たりの売上高減少額**
⑨で算出した基準年の1日当たりの売上高（C）から⑪で算出した2021年の1日当たりの売上高（F）を減した金額を記入してください。

**⑬ 申請単価**
⑫で算出した1日当たりの売上高減少額に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数又は⑨で算出した基準年の1日当たりの売上高に0.3を乗じ、千円未満を切り上げた整数のいずれか金額の低い方を記入してください。

# 申請単価計算シート

・本紙は特例申請をする店舗の1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方共通で使用できます。
「申請者情報シート」の「支給額の算出方法」で選択した方式と同じ方式の「特例申請用計算シート」に記入してください。

**記入上の注意点**
**・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。　・売上高は税抜金額で記入してください。**
**・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。**

記入例

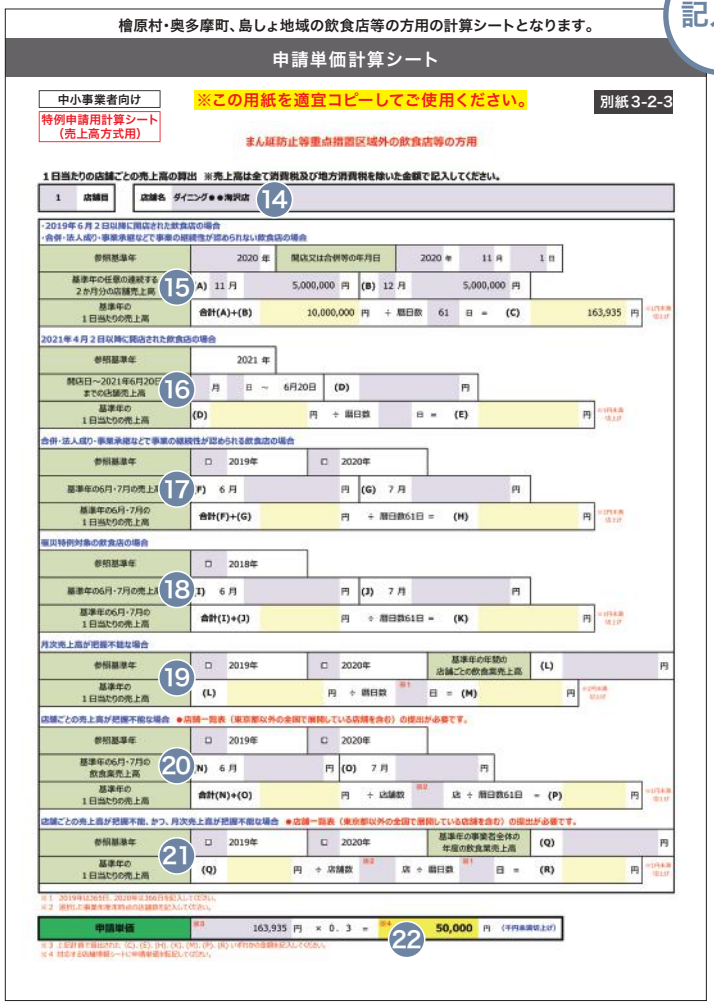
檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

申請単価計算シート

中小事業者向け
特例申請用計算シート（売上高方式用）
※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。
別紙3-2-3
まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。

1　店舗目　店舗名　ダイニング●●梅沢店　⑭

・2019年6月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2020年 | 開店又は合併等の年月日 | 2020年 | 11月 | 1日 | | | | |
| 基準年の任意の連続する2か月分の店舗売上高 ⑮ | (A) 11月 | 5,000,000 円 | (B) 12月 | 5,000,000 円 | | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 10,000,000 円 | ÷ 暦日数 | 61 | 日 = | (C) | 163,935 円 | | |

2021年4月2日以降に開店された飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021年 | | | | | | | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 ⑯ | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 = | (E) | 円 | | | |

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑰ | (F) 6月 | 円 | (G) 7月 | 円 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (H) | 円 | | | | |

罹災特例対象の飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑱ | (I) 6月 | 円 | (J) 7月 | 円 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (K) | 円 | | | | |

月次売上高が把握不能な場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 ⑲ | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 = | (M) | 円 | | | |

店舗ごとの売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 ⑳ | (N) 6月 | 円 | (O) 7月 | 円 | | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ 店舗数 | 店 | ÷ 暦日数61日 = | (P) | 円 | | |

店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 ㉑ | (Q) | 円 | ÷ 店舗数 | 店 | ÷ 暦日数 | 日 = | (R) | 円 | |

※1　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2　適切に事業年度末時点の店舗数を記入してください。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請単価 | 163,935 円 × 0.3 = | 50,000 円（千円未満切上げ） ㉒ | | | | |

※3　上記計算で算出された (C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額を記入してください。
※4　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

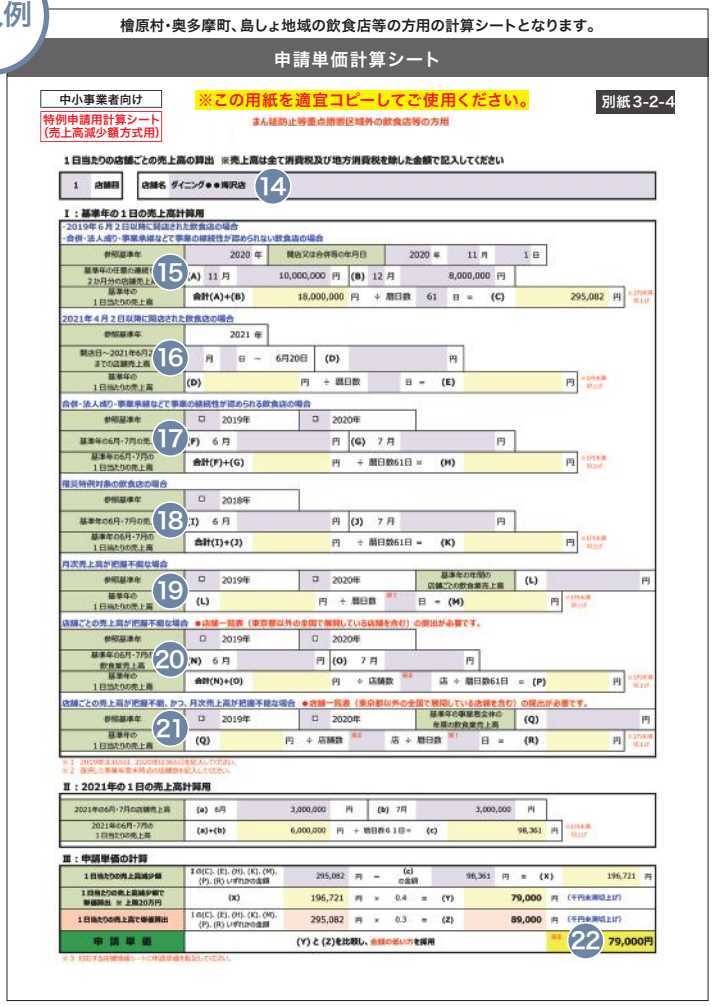
檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

申請単価計算シート

中小事業者向け
特例申請用計算シート（売上高減少額方式用）
※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。
別紙3-2-4
まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1　店舗目　店舗名　ダイニング●●梅沢店　⑭

Ⅰ：基準年の1日の売上高計算用

・2019年6月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2020年 | 開店又は合併等の年月日 | 2020年 | 11月 | 1日 | | | | |
| 基準年の任意の連続する2か月分の店舗売上高 ⑮ | (A) 11月 | 10,000,000 円 | (B) 12月 | 8,000,000 円 | | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 18,000,000 円 | ÷ 暦日数 | 61 | 日 = | (C) | 295,082 円 | | |

2021年4月2日以降に開店された飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021年 | | | | | | | | |
| 開店日～2021年6月7日までの店舗売上高 ⑯ | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 = | (E) | 円 | | | |

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑰ | (F) 6月 | 円 | (G) 7月 | 円 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (H) | 円 | | | | |

罹災特例対象の飲食店の場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 ⑱ | (I) 6月 | 円 | (J) 7月 | 円 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ 暦日数61日 = | (K) | 円 | | | | |

月次売上高が把握不能な場合

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 ⑲ | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 = | (M) | 円 | | | |

店舗ごとの売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 ⑳ | (N) 6月 | 円 | (O) 7月 | 円 | | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ 店舗数 | 店 | ÷ 暦日数61日 = | (P) | 円 | | |

店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | | | | |
| 基準年の1日当たりの売上高 ㉑ | (Q) | 円 | ÷ 店舗数 | 店 | ÷ 暦日数 | 日 = | (R) | 円 | |

※1　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2　適切に事業年度末時点の店舗数を記入してください。

Ⅱ：2021年の1日の売上高計算用

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年6月・7月の店舗売上高 | (a) 6月 | 3,000,000 円 | (b) 7月 | 3,000,000 円 | | |
| 2021年6月・7月の1日当たりの売上高 | (a)+(b) | 6,000,000 円 | ÷ 暦日数61日 = | (c) | 98,361 円 | |

Ⅲ：申請単価の計算

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1日当たりの売上高減少額 | Ⅰ の(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額 | 295,082 円 | − | (c) の金額 | 98,361 円 | = | (X) | 196,721 円 | |
| 1日当たりの売上高減少額で単価算出 ※上限20万円 | (X) | 196,721 円 | × | 0.4 | = | (Y) | 79,000 円 | （千円未満切上げ） | |
| 1日当たりの売上高で単価算出 | Ⅰ の(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額 | 295,082 円 | × | 0.3 | = | (Z) | 89,000 円 | （千円未満切上げ） | |
| 申請単価 | (Y) と (Z) を比較し、金額の低い方を採用 | | | | | | | ㉒ 79,000円 | |

※5　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

⑭ **店舗の名称**
店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名を記入してください。

⑮
2019年6月2日以降に開店された店舗、合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない店舗の記入欄です。

⑯
開店から6月20日までの期間が2か月に満たない店舗の記入欄です。

⑰
合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる店舗の記入欄です。

⑱
罹災特例対象の店舗の記入欄です。

⑲
月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

⑳
店舗ごとの売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

㉑
店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

㉒ **申請単価**
算出した基準年の1日当たりの売上高に0.3を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

# 申請金額合算シート

・本紙は事業者の申請合計額を算出するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、全ての申請者の方共通で使用できます。

記入例

① 店舗情報シート（別紙1−1−1、1−1−2、2−1−1又は2−1−2）に記入した店舗名と、算出した申請金額を記入してください。

② 合算額
記載した全ての申請金額を加した金額を記入してください。

## 申請金額合算シート

中小事業者向け　※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。　別紙4

| | | 店舗名 | 店舗の申請金額合計<br>※店舗情報シートの申請金額欄の金額を記入してください。 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 店舗目 ① | 株式会社都庁産業 | 1,386,000 | 円 |
| 2 | 店舗目 | 居酒屋●●新宿店 | 1,386,000 | 円 |
| 3 | 店舗目 | ダイニング●●海沢店 | 1,050,000 | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |
| | 店舗目 | | | 円 |

合算額 ② 3,822,000 円

※この合算額を、申請者情報シートの
［今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金］
の合計欄に転記してください。

記入例

別紙５

# 遵守事項に関する確認書

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年６月２１日～７月１１日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

・必要な申請要件をすべて満たしています。

・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和３年６月２１日～７月１１日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。

・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。

・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。

・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。

・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。

・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　②手指消毒の徹底　③食事中以外のマスク着用の推奨
④換気の徹底

・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。

・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和　3　年　8　月　18　日

東京都知事殿

所　在　地　❶ 東京都新宿区西新宿２－８－１

法　人　名　❷ 株式会社都庁産業

代表者職・氏名　❸ 代表取締役社長　東京　太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

**（※）過去の誓約書又は確認書は使用できません。**

**注意**
ゴム印、電子署名を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

記入いただく内容は以下のとおりです。

| | ❶ 所在地 | ❷ 法人名 | ❸ 代表者職・氏名 |
|---|---|---|---|
| 法人の場合 | 会社の所在地 | 法人名 | 代表者職名・代表者氏名 |
| 個人の場合 | 個人事業主の住所 | | 個人事業主氏名 |

記入例

別紙６

# 支払金口座振替依頼書

（新規・変更用）

令和３年　８月 18 日

東京都知事　殿

東京都から私に支払われる　営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年６月２１日～７月１１日実施分）は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1

依頼人
- 住　所　**東京都新宿区西新宿2－8－1**
- （連絡先電話番号　03　（ 1234 ）　5678　）
- 氏　名　**株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京　太郎**　㊞

（法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名）

2　3

| 振込先金融機関名 | 本・支店名 | 金融機関・支店コード | 種目 | 口座番号（右詰めで記入） |
|---|---|---|---|---|
| 都庁（銀行・信用金庫・信用組合・農協） | 新宿（本店・支店） | 0002 777 | 1 | 0012345 |

口座名義人（カタカナ）　３０文字まで

4

カ）トチヨウサンキ゛ヨウ

＊　種目：預金種目は、次のコードを記入願います。　：１普通、２当座、４貯蓄

ご注意

1　新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
2　振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座に限ります。）
3　変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

## 1 依頼人

・協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
・法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
・押印をしてください（法人の代表者印など）。

## 2 振込先金融機関・支店名・口座番号

・金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
・主な金融機関のコードはＰ３８をご確認ください。
・支店コードは通帳等でご確認ください。
・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。
・口座番号は、お客様番号とは異なります。

## 3 預金種目

・預金種目は次のコードを記入願います。
1普通、2当座、4貯蓄

## 4 カナ口座名義人（左詰めで記入）

**・預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください（姓と名の間にスペースがある場合はスペースも転記）。**
**・英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。**
・カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

**（※）過去の支払金口座振替依頼書は使用できません。**

# 取扱可能な金融機関のコード

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 0001 | みずほ銀行 |
| 0010 | りそな銀行 |
| 0009 | 三井住友銀行 |
| 0005 | 三菱UFJ銀行 |

## 信託銀行

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 0300 | SMBC信託銀行 |
| 0288 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 0289 | みずほ信託銀行 |
| 0294 | 三井住友信託銀行 |

## その他の銀行等

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 0398 | あおぞら銀行 |
| 0397 | 新生銀行 |
| 0033 | PayPay銀行 |
| 0401 | シティバンク、エヌ・エイ |
| 2963 | 中央労働金庫 |
| 0036 | 楽天銀行 |
| 9900 | ゆうちょ銀行<br>※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 0542 | 愛知銀行 |
| 0129 | 足利銀行 |
| 0174 | 伊予銀行 |
| 0183 | 大分銀行 |
| 0185 | 鹿児島銀行 |
| 0509 | 北日本銀行 |
| 0137 | きらぼし銀行 |
| 0522 | 京葉銀行 |
| 0179 | 佐賀銀行 |
| 0175 | 四国銀行 |
| 0125 | 七十七銀行 |
| 0153 | 十六銀行 |
| 0181 | 十八親和銀行 |
| 0532 | 大光銀行 |
| 0514 | 大東銀行 |
| 0134 | 千葉銀行 |
| 0168 | 中国銀行 |
| 0126 | 東邦銀行 |
| 0517 | 栃木銀行 |
| 0534 | 富山第一銀行 |
| 0190 | 西日本シティ銀行 |
| 0182 | 肥後銀行 |
| 0169 | 広島銀行 |
| 0513 | 福島銀行 |
| 0501 | 北洋銀行 |
| 0146 | 北國銀行 |
| 0562 | みなと銀行 |
| 0569 | もみじ銀行 |
| 0142 | 山梨中央銀行 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 0117 | 青森銀行 |
| 0172 | 阿波銀行 |
| 0123 | 岩手銀行 |
| 0152 | 大垣共立銀行 |
| 0159 | 関西みらい銀行 |
| 0163 | 紀陽銀行 |
| 0508 | きらやか銀行 |
| 0578 | 高知銀行 |
| 0167 | 山陰合同銀行 |
| 0149 | 静岡銀行 |
| 0151 | 清水銀行 |
| 0121 | 荘内銀行 |
| 0150 | スルガ銀行 |
| 0164 | 但馬銀行 |
| 0135 | 千葉興業銀行 |
| 0131 | 筑波銀行 |
| 0124 | 東北銀行 |
| 0166 | 鳥取銀行 |
| 0543 | 名古屋銀行 |
| 0143 | 八十二銀行 |
| 0155 | 百五銀行 |
| 0147 | 福井銀行 |
| 0140 | 第四北越銀行 |
| 0144 | 北陸銀行 |
| 0154 | 三十三銀行 |
| 0184 | 宮崎銀行 |
| 0122 | 山形銀行 |
| 0138 | 横浜銀行 |
| 0119 | 秋田銀行 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 0161 | 池田泉州銀行 |
| 0576 | 愛媛銀行 |
| 0188 | 沖縄銀行 |
| 0191 | 北九州銀行 |
| 0158 | 京都銀行 |
| 0128 | 群馬銀行 |
| 0017 | 埼玉りそな銀行 |
| 0157 | 滋賀銀行 |
| 0538 | 静岡中央銀行 |
| 0130 | 常陽銀行 |
| 0512 | 仙台銀行 |
| 0178 | 筑邦銀行 |
| 0544 | 中京銀行 |
| 0526 | 東京スター銀行 |
| 0516 | 東和銀行 |
| 0145 | 富山銀行 |
| 0162 | 南都銀行 |
| 0525 | 東日本銀行 |
| 0173 | 百十四銀行 |
| 0177 | 福岡銀行 |
| 0120 | 北都銀行 |
| 0116 | 北海道銀行 |
| 0118 | みちのく銀行 |
| 0133 | 武蔵野銀行 |
| 0170 | 山口銀行 |
| 0187 | 琉球銀行 |

## 信用金庫

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 1000 | 信金中央金庫 |
| 1327 | 足立成和信用金庫 |
| 1283 | 川崎信用金庫 |
| 1336 | 西京信用金庫 |
| 1282 | 湘南信用金庫 |
| 1345 | 昭和信用金庫 |
| 1348 | 世田谷信用金庫 |
| 1321 | 東栄信用金庫 |
| 1311 | 東京シティ信用金庫 |
| 1253 | 飯能信用金庫 |
| 1280 | 横浜信用金庫 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 1252 | 青木信用金庫 |
| 1358 | 青梅信用金庫 |
| 1305 | 興産信用金庫 |
| 1310 | さわやか信用金庫 |
| 1344 | 城南信用金庫 |
| 1356 | 巣鴨信用金庫 |
| 1352 | 瀧野川信用金庫 |
| 1349 | 東京信用金庫 |
| 1320 | 東京東信用金庫 |
| 1346 | 目黒信用金庫 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 1303 | 朝日信用金庫 |
| 1323 | 亀有信用金庫 |
| 1326 | 小松川信用金庫 |
| 1319 | 芝信用金庫 |
| 1351 | 城北信用金庫 |
| 1341 | 西武信用金庫 |
| 1360 | 多摩信用金庫 |
| 1333 | 東京三協信用金庫 |
| 1262 | 東京ベイ信用金庫 |
| 1386 | 山梨信用金庫 |

## 農業協同組合

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 5039 | 秋川農業協同組合 |
| 5100 | 東京スマイル農業協同組合 |
| 5055 | 東京南農業協同組合 |
| 5037 | 西多摩農業協同組合 |
| 5070 | マインズ農業協同組合 |
| 5095 | 世田谷目黒農業協同組合 |
| 5094 | 東京中央農業協同組合 |
| 5077 | 東京みらい農業協同組合 |
| 5030 | 西東京農業協同組合 |
| 5060 | 町田市農業協同組合 |
| 5097 | 東京あおば農業協同組合 |
| 5072 | 東京みどり農業協同組合 |
| 5087 | 東京むさし農業協同組合 |
| 5050 | 八王子市農業協同組合 |
| 3013 | 東京都信用農業協同組合連合会<br>※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店 |

## 信用組合

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 2010 | 全国信用協同組合連合会 |
| 2241 | 共立信用組合 |
| 2243 | 七島信用組合 |
| 2254 | 第一勧業信用組合 |
| 2215 | 東京証券信用組合 |
| 2210 | 東浴信用組合 |
| 2211 | 文化産業信用組合 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 2060 | あすか信用組合 |
| 2271 | 警視庁職員信用組合 |
| 2231 | 青和信用組合 |
| 2248 | 大東京信用組合 |
| 2274 | 東京消防信用組合 |
| 2235 | 中ノ郷信用組合 |

| コード | 金融機関名 |
|---|---|
| 2226 | 東信用組合 |
| 2229 | 江東信用組合 |
| 2202 | 全東栄信用組合 |
| 2224 | 東京厚生信用組合 |
| 2276 | 東京都職員信用組合 |
| 2277 | ハナ信用組合 |

# 協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合等に提出が必要となる「飲食店等営業許可書に係る確認書」記入例

## （1）申請者と営業許可書の名義が異なる場合（業務委託、共同経営など）別紙７

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合に提出が必要です。

・賃貸借契約、業務委託契約等の相手方（施設管理者）が許可書を有する場合
・共同代表など、経営上のパートナー等が許可書を有する場合 など

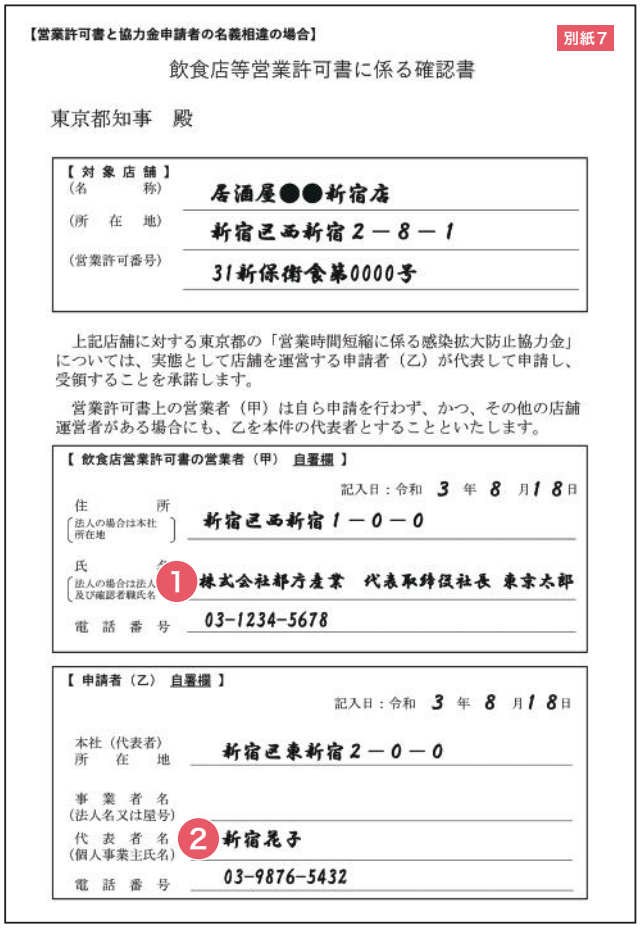

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】　別紙７

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事　殿

【対象店舗】
（名　称）　居酒屋●●新宿店
（所在地）　新宿区西新宿２－８－１
（営業許可番号）　31新保衛食第0000号

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

【飲食店営業許可書の営業者（甲）　自署欄】
記入日：令和　3　年　8　月 1 8 日
住所（法人の場合は本社所在地）　新宿区西新宿１－０－０
氏名（法人の場合は法人及び確認者職氏名）　① 株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京太郎
電話番号　03-1234-5678

【申請者（乙）　自署欄】
記入日：令和　3　年　8　月 1 8 日
本社（代表者）所在地　新宿区東新宿２－０－０
事業者名（法人名又は屋号）
代表者名（個人事業主氏名）　② 新宿花子
電話番号　03-9876-5432

① ・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印、又は役職者自署＋社印でも可です。ただし、氏名ゴム印＋私印は不可です。

② ・協力金の申請者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印、又は役職者自署＋社印でも可です。ただし、氏名ゴム印＋私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
（例）賃貸借契約書、業務委託契約書、
確定申告書（青色決算報告書のp.2）　など

## （2）施設の管理者が一括して申請する場合（フードコートなど）別紙８

営業許可書の営業者が店子等に代わり申請する場合に提出が必要です。

・１枚の営業許可書に複数の施設利用者がいる場合
・委託の発注者が店子に代わり申請する場合 など

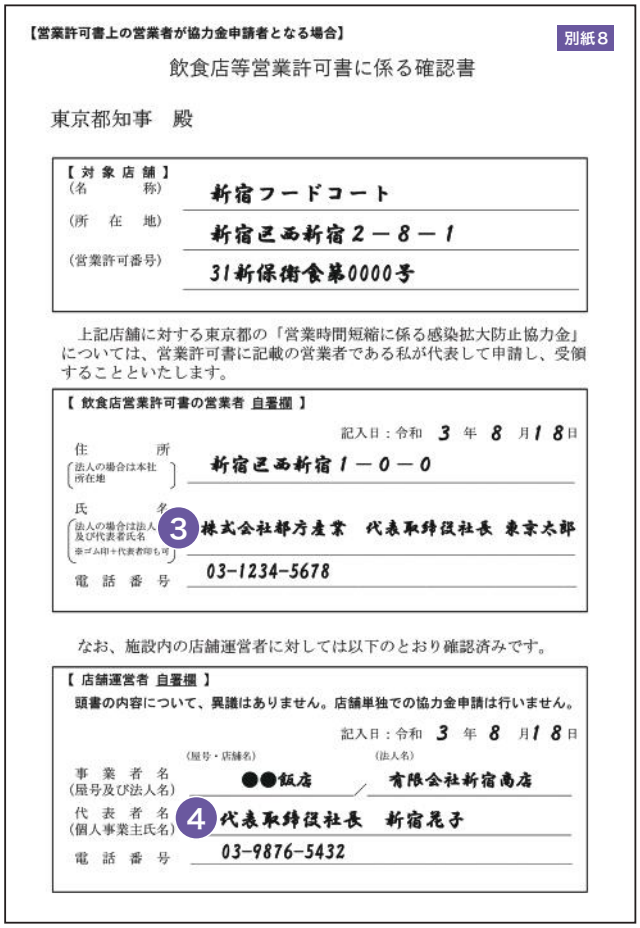

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】　別紙８

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事　殿

【対象店舗】
（名　称）　新宿フードコート
（所在地）　新宿区西新宿２－８－１
（営業許可番号）　31新保衛食第0000号

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者　自署欄】
記入日：令和　3　年　8　月 1 8 日
住所（法人の場合は本社所在地）　新宿区西新宿１－０－０
氏名（法人の場合は法人及び代表者氏名　※ゴム印＋代表者印も可）　③ 株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京太郎
電話番号　03-1234-5678

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者　自署欄】
頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。
記入日：令和　3　年　8　月 1 8 日
事業者名（屋号及び法人名）　（屋号・店舗名）●●飯店　（法人名）有限会社新宿商店
代表者名（個人事業主氏名）　④ 代表取締役社長　新宿花子
電話番号　03-9876-5432

③ ・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印でも可です。

④ ・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印でも可です。ただし、代表者の私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
（例）賃貸借契約書（図面含め全体）、
業務委託契約書（図面含め全体）　など

別紙５

# 遵守事項に関する確認書

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年６月２１日～７月１１日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

・必要な申請要件をすべて満たしています。

・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和３年６月２１日～７月１１日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。

・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。

・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。

・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。

・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。

・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　②手指消毒の徹底　③食事中以外のマスク着用の推奨
④換気の徹底

・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。

・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和　　年　　月　　日

東京都知事殿

所　在　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法　人　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※法人の代表者又は個人事業主が**自署**してください。

切り取ってご使用ください

別紙６

# 支払金口座振替依頼書

（ 新規・変更用）

年　　月　　日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年６月２１日～７月１１日実施分） は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人
- 住　所
- （連絡先電話番号　　（　　）　　）
- 氏　名　　㊞

（法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名）

| 振込先金融機関名 | 本・支店名 | 金融機関・支店コード | 種目 | 口座番号（右詰めで記入） |
|---|---|---|---|---|
| 銀行・信用金庫<br>信用組合・農協 | 本店<br>支店 | | | |

| 口座名義人（カタカナ）　　３０文字まで |
|---|
| |

＊ 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。　：１普通、２当座、４貯蓄

ご注意

1 新規・変更の該当する部分を〇で囲んでください。
2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座に限ります。）
3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

切り取ってご使用ください

**簡易申請用**（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は4月1日～ 4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用
**※令和3年4月12日～5月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。**）

中小事業者向け
申請者情報シート

**別紙1-1**

# 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金　申請書
## （令和３年６月21日～７月11日実施分）

東京都知事　殿
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

| 記入日 | 令和　　年　　月　　日 |
|---|---|

### 1　申請者の情報

**法人の方**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 〒　　-　　 都・道府・県 | | 区・市町・村 |
| フリガナ | | 代表者職名 | |
| 法人名 | | 代表者氏名 | |
| 法人番号 | | ※13桁で必ずご記入ください。 | |

**個人事業主の方**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 〒　　-　　 都・道府・県 | | 区・市町・村 |
| フリガナ | | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日 |
| 氏名 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日中連絡が取れる方 | フリガナ | | 電話番号 | |
| | 氏名 | | | |

### 2　今までの営業時間短縮協力金の申請状況

| | | |
|---|---|---|
| 申請状況 | □ | 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の**「令和3年1月8日～2月７日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年３月８日～３月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」**の支給決定通知を持っています。<br>**※必ずチェックをつけてください。** |
| 申込番号 | | ※**「令和3年1月8日～2月７日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年３月８日～３月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」**の支給決定通知に記載の申込番号（７桁～８桁）を左詰めでご記入ください。<br>複数お持ちの場合は、直近の番号を記入してください。 |

※この申請書は、東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月7日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年3月8日～3月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちの方で、**前回の申請時と申請者名、振込先口座、及び申請する店舗に変更がない場合に使用する申請書**です。
前回申請時と申請する申請者・店舗の情報が異なる場合には、**通常申請用**の申請書をご利用ください。

※東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月７日実施分」、「令和3年2月8日～3月7日実施分」、「令和3年3月8日～3月31日実施分」又は「令和3年4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちでない場合は、**通常申請用**の申請書をご利用ください。
※令和３年４月12日～５月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。

### 3　支給額の算出方法（※１）

**※いずれかに必ずチェックをつけてください。**

**※店舗ごとに方式を選択することはできません。**

□ **売上高方式**

**【まん延防止等重点措置区域】（※2）**
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
７．５万円以下：一律３万円×２１日（要請日数）
７．５万円超２５万円以下：１日当たりの売上高×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
２５万円超：一律１０万円×２１日（要請日数）

**【まん延防止等重点措置区域外】**
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
８万3,333円以下：一律２．５万円×２１日（要請日数）
８万3,333円超２５万円以下：１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
２５万円超：一律７．５万円×２１日（要請日数）

□ **売上高減少額方式**

**【まん延防止等重点措置区域】（※2）**
（2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４　×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

**【まん延防止等重点措置区域外】**
① （2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４　×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

**又は**

② 2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

**※上限：①又は②の低い額　（上限２０万円）**

※1　支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「１日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（６月及び７月）の売上高総額を６１日（６月及び７月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。
※2　重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩除く多摩地域の市町

### 4　申請店舗の所在地

| | | |
|---|---|---|
| 申請店舗の所在地 | □ | 重点措置区域を含む |
| | □ | 重点措置区域を含まない |

### 5　特例申請する店舗の有無

| | | |
|---|---|---|
| 特例申請する店舗の有無 | □ | 特例申請なし |
| | □ | 特例申請あり |

### 6　今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今回申請する店舗数 | 合計 | | 店舗 |
| 今回申請する協力金 | 合計 | | 円 |

※申請単価計算シート及び店舗情報シートを用いて計算した後、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

切り取ってご使用ください

中小事業者向け
申請者情報シート

別紙2-1

# 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金　申請書
## （令和３年６月21日～７月11日実施分）

東京都知事　殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

| 記入日 | 令和　　年　　月　　日 |
|---|---|

### 1　申請者の情報

**法人の方**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在地 | 〒　- | 都・道府・県 | | 区・市町・村 | |
| フリガナ | | 代表者職名 | | | |
| 法人名 | | 代表者氏名 | | | |
| 中小企業者であることの確認 | 資本金（又は出資金）　万円 | 中小企業基本法上の業種 | | 常時雇用する従業員数　人 | |
| 法人番号 | ※13桁で必ずご記入ください。 | | | | |

**個人事業主の方**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | 〒　- | 都・道府・県 | | 区・市町・村 | |
| フリガナ | | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成 | | |
| 氏名 | | | 年 | 月 | 日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日中連絡が取れる方 | フリガナ | | 電話番号 | |
| | 氏名 | | | |

### 2　支給額の算出方法（※1）

※いずれかに必ずチェックをつけてください。

※店舗ごとに方式を選択することはできません。

□ 売上高方式

【まん延防止等重点措置区域】（※2）
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
７．５万円以下：一律３万円×２１日（要請日数）
７．５万円超２５万円以下：１日当たりの売上高×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
２５万円超：一律１０万円×２１日（要請日数）

【まん延防止等重点措置区域外】
2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高：支給額
８万3,333円以下：一律２．５万円×２１日（要請日数）
８万3,333円超２５万円以下：１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）
千円未満切上げ
２５万円超：一律７．５万円×２１日（要請日数）

□ 売上高減少額方式

【まん延防止等重点措置区域】（※2）
（2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

【まん延防止等重点措置区域外】
① （2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高 － 2021年の６月及び７月の１日当たりの売上高）×０．４×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

又は

② 2019年又は2020年の６月及び７月の１日当たりの売上高×０．３×２１日（要請日数）
千円未満切上げ

※上限：①又は②の低い額　（上限２０万円）

※1　支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「１日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（６月及び７月）の売上高総額を６１日（６月及び７月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。
※2　重点措置区域：23区及び檜原村・奥多摩除く多摩地域の市町

### 3　申請店舗の所在地

| | | |
|---|---|---|
| 申請店舗の所在地 | □ | 重点措置区域を含む |
| | □ | 重点措置区域を含まない |

### 4　特例申請する店舗の有無

| | | |
|---|---|---|
| 特例申請する店舗の有無 | □ | 特例申請なし |
| | □ | 特例申請あり |

### 5　今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今回申請する店舗数 | 合計 | | 店舗 |
| 今回申請する協力金 | 合計 | | 円 |

※申請単価計算シート及び店舗情報シートを用いて計算した後、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

切り取ってご使用ください

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の申請書となります。

# 簡易申請用

（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用
※令和3年4月12日～5月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-1

## まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

### 7 営業時間短縮を行った店舗の情報　【　　店舗目】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 基本情報 | フリガナ | | | 電話番号 | |
| | 店舗名称 | | | | |
| | 営業許可書の番号 | | | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | □ | 従前は**20時から翌朝5時**までの間に営業していた飲食店等 | □ 酒類又はカラオケ設置を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | | □ 酒類又はカラオケ設置を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | □ | 従前、**20時から翌朝5時**までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

切り取ってご使用ください

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | | □ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | | □ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ① | □ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。**<br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜19時までとしました。**<br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | | ② | □ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。** |

### 8 申請金額の算出

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 店舗目の申請金額 | ※1 | × | ２１日（要請日数） | ＝ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が７．５万円以下の店舗は、一律３万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の申請書となります。

**簡易申請用**（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用
※令和3年4月12日～5月11日実施分以降の支給決定通知では簡易申請ができませんので、通常申請を行ってください。）

中小事業者向け
店舗情報シート

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙1-1-2

## まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

### 7 営業時間短縮を行った店舗の情報　【　　店舗目】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 基本情報 | フリガナ | | | 電話番号 | |
| | 店舗名称 | | | | |
| | 営業許可書の番号 | | | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | □ | 従前は**21時から翌朝5時**までの間に営業していた飲食店等 | □ 酒類又はカラオケ設置を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | | □ 酒類又はカラオケ設置を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | □ | 従前、**21時から翌朝5時**までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | | □ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | | □ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ① | □ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。**<br><br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜20時までとしました。**<br><br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br><br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | | ② | □ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。** |

### 8 申請金額の算出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 店舗目の申請金額 | ※1 | × ２１日（要請日数） | ＝ |

※１ 売上高方式で算出した場合に１日当たりの売上高が８万3,333円以下の店舗は、一律２．５万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-2-1、3-2-2、3-2-3又は3-2-4）で算出した申請単価を記入してください。

切り取ってご使用ください

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の申請書となります。

# 通常申請用

（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、令和3年1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分又は4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、又は前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙2-1-1

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

## 6 営業時間短縮を行った店舗の情報

【　　店舗目】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 基本情報 | フリガナ | | | 電話番号 | |
| | 店舗名称 | | | | |
| | 所在地 | 〒　　-　　 | 都・道府・県 | | 区・市町・村 |
| | | | | | |
| | 営業許可書の番号 | | | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | □ 従前は**20時から翌朝5時**までの間に営業していた飲食店等 | □ 酒類又はカラオケ設置を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 | |
| | | | □ 酒類又はカラオケ設置を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 | |
| | | □ 従前、**20時から翌朝5時**までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | | □ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | | □ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ① | □ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。**<br><br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜19時までとしました。**<br><br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br><br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | | ② | □ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。** |

## 7 申請金額の算出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 店舗目の申請金額 | ※1 | × ２１日（要請日数） | ＝ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が７．５万円以下の店舗は、一律３万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

切り取ってご使用ください

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の申請書となります。

# 通常申請用

（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、令和３年１月８日～２月７日実施分、２月８日～３月７日実施分３月８日～３月31日実施分又は４月１日～４月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、又は前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙2-1-2

**まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用**

## 6 営業時間短縮を行った店舗の情報

【　　店舗目】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本情報 | フリガナ | | 電話番号 | |
| | 店舗名称 | | | |
| | 所在地 | 〒　　-　　　都・道府・県　　区・市町・村 | | |
| | 営業許可書の番号 | | | |
| | 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | □ 従前は**21時から翌朝5時**までの間に営業していた飲食店等 | □ 酒類又はカラオケ設置を提供していた | 下記の取組内容欄①をチェックしてください。 |
| | | | □ 酒類又はカラオケ設置を終日提供していない | 下記の取組内容欄②をチェックしてください。 |
| | | □ 従前、**21時から翌朝5時**までの間に営業していない飲食店等 | 協力金の対象外店舗です。 | |

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 取組内容 | ステッカーの掲示 | | □ | ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | コロナ対策リーダーの選任 | | □ | 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。<br>※必ずチェックをつけてください。 |
| | 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 | ① | □ | 令和3年6月21日から7月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。**<br><br>（酒類を提供していた店舗の場合）<br>令和3年6月21日から7月11日までの間、**酒類の提供は、同一グループの入店を２人以内及び利用者の滞在時間を９０分以内とした上で、朝11時から夜20時までとしました。**<br><br>「東京都対策項目チェックリスト」に記載の**感染防止対策を実施し、「店舗用ポスター」を店頭の見やすい場所に掲示しました。**<br><br>（カラオケ設備を提供していた店舗の場合）<br>令和3年６月21日から７月11日までの間、**カラオケ設備の利用を自粛しました。** |
| | | ② | □ | 令和3年６月21日から７月11日までの間、**朝５時から夜21時までの間に営業時間を短縮しました。** |

## 7 申請金額の算出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 店舗目の申請金額 | ※1 | × ２１日（要請日数） | ＝ |

※１ 売上高方式で計算した場合に１日当たりの売上高が８万3,333円以下の店舗は、一律２．５万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-2-1、3-2-2、3-2-3又は3-2-4）で算出した申請単価を記入してください。

切り取ってご使用ください

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

売上高方式用計算シート

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙3-1-1

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

**※まん延防止等重点措置区域の店舗の場合、１日当たりの売上高が７．５万円以下の店舗は、一律３万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。**
**また、１日当たりの売上高が２５万円以上の店舗は、一律１０万円となります。**

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 | |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | | | |
| | | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | |
| | | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | 円 ×０．４ = | ※1 | (千円未満切上げ) | | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 | |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | | | |
| | | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | |
| | | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | 円 ×０．４ = | ※1 | (千円未満切上げ) | | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 | |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | | | |
| | | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | |
| | | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | 円 ×０．４ = | ※1 | (千円未満切上げ) | | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 | |
| 店舗の名称 | | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | | | |
| | | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | |
| | | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | 円 ×０．４ = | ※1 | (千円未満切上げ) | | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

売上高減少額方式用計算シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1-2

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

**1日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月　円 | (B) 7月　円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (C)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月　円 | (E) 7月　円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (F)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G)　円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G)　円 ×0.4 ＝ ※1 | | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月　円 | (B) 7月　円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (C)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月　円 | (E) 7月　円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (F)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G)　円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G)　円 ×0.4 ＝ ※1 | | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月　円 | (B) 7月　円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (C)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月　円 | (E) 7月　円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (F)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G)　円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G)　円 ×0.4 ＝ ※1 | | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月　円 | (B) 7月　円 | |
| | 基準年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (A)+(B)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (C)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月　円 | (E) 7月　円 | |
| | 2021年の6月・7月の1日当たりの売上高 | (D)+(E)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (F)　円 | | ※1円未満切上げ |
| | 1日当たりの売上高減少額 | (G)　円 | ← (C)−(F) の値 | |
| | 申請単価 | 1日当たりの売上高減少額 (G)　円 ×0.4 ＝ ※1 | | (千円未満切上げ) |

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

特例申請用計算シート
（売上高方式用）

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙3-1-3

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| | |
|---|---|
| 店舗目 | 店舗名 |

**・2019年６月２日以降に開店された飲食店の場合**
**・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合**

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 年 | 開店又は合併等の年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| 基準年の任意の連続する２か月分の店舗売上高 | (A) | 月 | 円 | (B) | 月 | 円 | | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 円 | ÷ | 暦日数 | 日 | ＝ | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | |

**2021年４月２日以降に開店された飲食店の場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021 年 | | | | | | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ | 暦日数 | 日 | ＝ | (E) | 円 ※1円未満切上げ |

**合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (F) 6 月 | 円 | (G) 7 月 | 円 | | | | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ | 暦日数61日 | ＝ | (H) | 円 | ※1円未満切上げ |

**罹災特例対象の飲食店の場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (I) 6 月 | 円 | (J) 7 月 | 円 | | | | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ | 暦日数61日 | ＝ | (K) | 円 | ※1円未満切上げ |

**月次売上高が把握不能な場合**

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ | 暦日数 | ※1 | 日 | ＝ | (M) | 円 ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。**

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 | (N) 6 月 | 円 | (O) 7 月 | 円 | | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ | 店舗数 | ※2 | 店 ÷ | 暦日数61日 | ＝ | (P) 円 ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。**

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (Q) | 円 | ÷ | 店舗数 | ※2 | 店 ÷ | 暦日数 | ※1 | 日 ＝ | (R) 円 ※1円未満切上げ |

※１　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※２　選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| **申請単価** | ※3 | 円 × 0．4 ＝ | ※4 | 円 | （千円未満切上げ） |

※３　上記計算で算出された（C）、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額を記入してください。
※４　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

23区及び檜原村・奥多摩町除く多摩地域の市町の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

特例申請用計算シート
（売上高減少額方式用）

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

まん延防止等重点措置区域の飲食店等の方用

別紙3-1-4

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| | |
|---|---|
| 店舗目 | 店舗名 |

## Ⅰ：基準年の１日の売上高計算用

**・2019年６月２日以降に開店された飲食店の場合**
**・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合**

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 年 | 開店又は合併等の年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| 基準年の任意の連続する２か月分の店舗売上高 | (A) | 月 | 円 | (B) | 月 | 円 | | | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 円 | ÷ | 暦日数 | 日 | ＝ | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | | |

**2021年４月２日以降に開店された飲食店の場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021 年 | | | | | | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ | 暦日数 | 日 | ＝ | (E) | 円 ※1円未満切上げ |

**合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (F) | ６月 | 円 | (G) | ７月 | 円 | | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ | 暦日数61日 | ＝ | (H) | 円 | ※1円未満切上げ |

**罹災特例対象の飲食店の場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ | 2018年 | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (I) | ６月 | 円 | (J) | ７月 | 円 | | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ | 暦日数61日 | ＝ | (K) | 円 | ※1円未満切上げ |

**月次売上高が把握不能な場合**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ | 暦日数 ※1 | 日 ＝ | (M) | 円 | ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能な場合**　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 | (N) | ６月 | 円 | (O) | ７月 | 円 | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ | 店舗数 ※2 | 店 ÷ | 暦日数61日 | ＝ (P) | 円 ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合**　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (Q) | 円 | ÷ | 店舗数 ※2 | 店 ÷ | 暦日数 ※1 | 日 ＝ | (R) 円 ※1円未満切上げ |

※１　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※２　選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

## Ⅱ：2021年の１日の売上高計算用

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (a) 6月 | 円 | (b) 7月 | 円 | | | |
| 2021年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (a)+(b) | 円 | ÷ | 暦日数６１日＝ | (c) | 円 | ※1円未満切上げ |

## Ⅲ：申請単価の計算

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １日当たりの売上高減少額 | Ⅰの(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額 | 円 | － | Ⅱの(c)の金額 | 円 | ＝ | (X) | 円 |
| 申請単価 | １日当たりの売上高減少額 (X) | 円 | ×０．４ | ＝ | ※3 | （千円未満切上げ） | | |

※３　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

売上高方式用計算シート

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙3-2-1

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

**※まん延防止等重点措置区域外の店舗の場合、１日当たりの売上高が８万3,333円以下の店舗は、一律２．５万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。**
**また、１日当たりの売上高が２５万円以上の店舗は、一律７．５万円となります。**

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 | | | |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | | 円 | ※1円未満切上げ | |
| | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | (千円未満切上げ) | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 | | | |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | | 円 | ※1円未満切上げ | |
| | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | (千円未満切上げ) | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 | | | |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | | 円 | ※1円未満切上げ | |
| | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | (千円未満切上げ) | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗目 | 参照基準年 | □ | 2019年 | □ | 2020年 | ※該当年にチェックをつけてください。 | | | |
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | | 円 | (B) 7月 | | 円 | | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | | 円 ÷ 暦日数61日 = | (C) | | 円 | ※1円未満切上げ | |
| | 申 請 単 価 | １日当たりの売上高 | (C) | | 円 ×0．3 = | ※1 | | (千円未満切上げ) | |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

売上高減少額方式用計算シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-2-2

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | １日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 | ← (C)－(F) の値 | | |
| | １日当たりの売上高減少額で単価算出　※ 上限20万円 | １日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×０．４ = | (H) | | (千円未満切上げ) |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高で単価算出 | １日当たりの売上高 (C) | 円 ×０．３ = | (I) | | (千円未満切上げ) |
| | 申請単価 | (H) と (Ｉ)を比較し、金額の低い方を採用 | | | | ※1 |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | １日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 | ← (C)－(F) の値 | | |
| | １日当たりの売上高減少額で単価算出　※ 上限20万円 | １日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×０．４ = | (H) | | (千円未満切上げ) |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高で単価算出 | １日当たりの売上高 (C) | 円 ×０．３ = | (I) | | (千円未満切上げ) |
| | 申請単価 | (H) と (Ｉ)を比較し、金額の低い方を採用 | | | | ※1 |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | １日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 | ← (C)－(F) の値 | | |
| | １日当たりの売上高減少額で単価算出　※ 上限20万円 | １日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×０．４ = | (H) | | (千円未満切上げ) |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高で単価算出 | １日当たりの売上高 (C) | 円 ×０．３ = | (I) | | (千円未満切上げ) |
| | 申請単価 | (H) と (Ｉ)を比較し、金額の低い方を採用 | | | | ※1 |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

| 店舗目 | 参照基準年 | □ 2019年 | | □ 2020年 | | ※該当年にチェックをつけてください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 店舗の名称 | 基準年の6月・7月の店舗売上高 | (A) 6月 | 円 | (B) 7月 | 円 | |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (A)+(B) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (C) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (D) 6月 | 円 | (E) 7月 | 円 | |
| | 2021年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (D)+(E) | 円 ÷ 暦日数６１日 = | (F) | 円 | ※1円未満切上げ |
| | １日当たりの売上高減少額 | (G) | 円 | ← (C)－(F) の値 | | |
| | １日当たりの売上高減少額で単価算出　※ 上限20万円 | １日当たりの売上高減少額 (G) | 円 ×０．４ = | (H) | | (千円未満切上げ) |
| | 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高で単価算出 | １日当たりの売上高 (C) | 円 ×０．３ = | (I) | | (千円未満切上げ) |
| | 申請単価 | (H) と (Ｉ)を比較し、金額の低い方を採用 | | | | ※1 |

※１ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

特例申請用計算シート
（売上高方式用）

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-2-3

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください。**

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 店舗目 | 店舗名 | |

**・2019年６月２日以降に開店された飲食店の場合**
**・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 年 | 開店又は合併等の年月日 | 年　月　日 |
| 基準年の任意の連続する２か月分の店舗売上高 | (A)　月　円 | (B)　月　円 | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(A)+(B)　円 ÷ 暦日数　日 ＝ (C)　円 | | ※1円未満切上げ |

**2021年４月２日以降に開店された飲食店の場合**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021 年 | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 | 月　日 ～ 6月20日 | (D)　円 | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (D)　円 ÷ 暦日数　日 ＝ (E)　円 | | ※1円未満切上げ |

**合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (F)　6 月　円 | (G)　7 月　円 | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(F)+(G)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (H)　円 | | ※1円未満切上げ |

**罹災特例対象の飲食店の場合**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (I)　6 月　円 | (J)　7 月　円 | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(I)+(J)　円 ÷ 暦日数61日 ＝ (K)　円 | | ※1円未満切上げ |

**月次売上高が把握不能な場合**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高　(L)　円 |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (L)　円 ÷ 暦日数 ※1　日 ＝ (M)　円 | | ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 | (N)　6 月　円 | (O)　7 月　円 | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(N)+(O)　円 ÷ 店舗数 ※2　店 ÷ 暦日数61日 ＝ (P)　円 | | ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高　(Q)　円 |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (Q)　円 ÷ 店舗数 ※2　店 ÷ 暦日数 ※1　日 ＝ (R)　円 | | ※1円未満切上げ |

※１　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※２　選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請単価 | ※3　円 × 0．3 ＝ | ※4　円 | （千円未満切上げ） |

※３ 上記計算で算出された（C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額を記入してください。
※４ 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

檜原村・奥多摩町、島しょ地域の飲食店等の方用の計算シートとなります。

# 申請単価計算シート

中小事業者向け

特例申請用計算シート
（売上高減少額方式用）

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙3-2-4

まん延防止等重点措置区域外の飲食店等の方用

**１日当たりの店舗ごとの売上高の算出　※売上高は全て消費税及び地方消費税を除した金額で記入してください**

| | |
|---|---|
| 店舗目 | 店舗名 |

## Ⅰ：基準年の１日の売上高計算用

**・2019年６月２日以降に開店された飲食店の場合**
**・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合**

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 年 | 開店又は合併等の年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| 基準年の任意の連続する２か月分の店舗売上高 | (A) | 月 | 円 | (B) | 月 | 円 | | | | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(A)+(B) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 | ＝ | (C) | 円 | ※1円未満切上げ | | | | |

**2021年４月２日以降に開店された飲食店の場合**

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | 2021 年 | | | | | | |
| 開店日～2021年6月20日までの店舗売上高 | 月 | 日 ～ 6月20日 | (D) | 円 | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (D) | 円 | ÷ 暦日数 | 日 | ＝ | (E) | 円 ※1円未満切上げ |

**合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合**

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (F) 6 月 | 円 | (G) 7 月 | 円 | | | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(F)+(G) | 円 | ÷ 暦日数61日 ＝ | (H) | 円 ※1円未満切上げ | | |

**罹災特例対象の飲食店の場合**

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2018年 | | | | | | |
| 基準年の6月・7月の売上高 | (I) 6 月 | 円 | (J) 7 月 | 円 | | | |
| 基準年の6月・7月の１日当たりの売上高 | 合計(I)+(J) | 円 | ÷ 暦日数61日 ＝ | (K) | 円 ※1円未満切上げ | | |

**月次売上高が把握不能な場合**

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高 | (L) | 円 | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (L) | 円 | ÷ 暦日数 ※1 | 日 ＝ | (M) | 円 ※1円未満切上げ | |

**店舗ごとの売上高が把握不能な場合**　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | | | | | |
| 基準年の6月・7月の飲食業売上高 | (N) 6 月 | 円 | (O) 7 月 | 円 | | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | 合計(N)+(O) | 円 | ÷ 店舗数 ※2 | 店 ÷ 暦日数61日 | ＝ | (P) | 円 ※1円未満切上げ |

**店舗ごとの売上高が把握不能、かつ、月次売上高が把握不能な場合**　●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 参照基準年 | □ 2019年 | □ 2020年 | 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 | (Q) | 円 | | |
| 基準年の１日当たりの売上高 | (Q) | 円 | ÷ 店舗数 ※2 | 店 ÷ 暦日数 ※1 | 日 ＝ | (R) | 円 ※1円未満切上げ |

※１　2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※２　選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

## Ⅱ：2021年の１日の売上高計算用

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年の6月・7月の店舗売上高 | (a) 6月 | 円 | (b) 7月 | 円 | | | |
| 2021年の6月・7月の１日当たりの売上高 | (a)+(b) | 円 | ÷ 暦日数６１日＝ | (c) | 円 ※1円未満切上げ | | |

## Ⅲ：申請単価の計算

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １日当たりの売上高減少額 | Ⅰの(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額 | 円 | － | (c)の金額 | 円 | ＝ | (X) 円 |
| １日当たりの売上高減少額で単価算出 ※ 上限20万円 | (X) | 円 | × | 0.4 | ＝ | (Y) | 円 （千円未満切上げ） |
| １日当たりの売上高で単価算出 | Ⅰの(C)、(E)、(H)、(K)、(M)、(P)、(R) いずれかの金額 | 円 | × | 0.3 | ＝ | (Z) | 円 （千円未満切上げ） |
| 申 請 単 価 | (Y) と (Z)を比較し、金額の低い方を採用 | | | | | | ※3 |

※３　対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

# 申請金額合算シート

中小事業者向け

**※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。**

別紙４

| | 店　舗　名 | 店舗の申請金額合計<br>※店舗情報シートの申請金額欄の金額を記入してください。 | |
|---|---|---|---|
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |
| 店舗目 | | | 円 |

| 合算額 | | 円 |
|---|---|---|

※この合算額を、申請者情報シートの
［今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金］
の合計欄に転記してください。

切り取ってご使用ください

**【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】**

別紙７

# 飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事　殿

**【 対 象 店 舗 】**

（名　　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（営業許可番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

**【 飲食店営業許可書の営業者（甲）　自署欄 】**

記入日：令和　　年　　月　　日

住　　所
（法人の場合は本社所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（法人の場合は法人名及び確認者職氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**【 申請者（乙）　自署欄 】**

記入日：令和　　年　　月　　日

本社（代表者）
所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　者　名
（法人名又は屋号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　名
（個人事業主氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

切り取ってご使用ください

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】

別紙８

# 飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事　殿

【 対 象 店 舗 】
（名　　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（営業許可番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【 飲食店営業許可書の営業者 自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

住　　所
（法人の場合は本社所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（法人の場合は法人名及び代表者氏名
※ゴム印＋代表者印も可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【 店舗運営者 自署欄 】

**頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。**

記入日：令和　　年　　月　　日

事　業　者　名
（屋号及び法人名）＿＿＿＿＿＿＿＿（屋号・店舗名）／＿＿＿＿＿＿＿＿（法人名）

代　表　者　名
（個人事業主氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

切り取ってご使用ください

東京都

感染拡大防止協力金等コールセンター

（電話）0570-0567-92 （受付時間）9時から19時まで（土、日、祝日も開設しています。）